事業報告

会長 大部 孝

近時、政府のIT戦略、官民データ活用推進基本計画等、司法書士業務に大きな変革が 想定される中、当会では重要テーマとして取り上げた遺言相続分野の研究および業務推進、 ならびに登記オンライン申請の推進を図った。また、これらの専門性に関する倫理の研修会も 開催しつつ、各事業の立案、広報ならびに相談事業等を県・支部一体となって実施して きた。さらには、会員の倫理意識の強化を図る事業を行うとともに苦情・綱紀案件等の 対応を行い、加えて新会館建設後の収支や会員数の動向を踏まえた予算編成のあり方を 引き続き検討した。

具体的な事業としては、昨年6月に成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」への対応について、長期相続登記未了土地に対する相続人調査の周知、ならびに相続人への法務局からの通知に対する受け皿としての対応の検討などを行った。相続人調査は今年度も実施される予定なので、今後も法務局と連携しながら促進を図りたいと考えている。また、相続登記促進の広報については、テレビCMや、法務局と連携し平成27年度から実施してきた県下全域の自治体訪問などにより、相続登記の必要性や新たな施策の周知を図っている。関連する相談事業としては、昨年4月に開設した法務局内部での相談ブース(ステップ1)や、一昨年度に引き続き開催した九州一斉の相続セミナー・無料相談会など、広報と相談を効果的かつ横断的に事業化し、遺言相続業務における司法書士の浸透を図ることができたと考えている。

また、成年後見制度利用促進基本計画に基づく対応については、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部と協働して、福岡家庭裁判所および三士業(弁護士会・社会福祉士会・司法書士会)ならびに行政機関等との間において、地域連携ネットワーク作りのための検討会議に参画した。当会では、平成19年より高齢者・障がい者権利擁護委員会を通じて、各地域包括支援センターとの連携が相当程度確立していたため、各地域で活躍する会員が利用促進事業に貢献している現状があり、それらの会員との情報共有を行い、効率的な事業展開を図った。

昨年度は、相続手続きに関する社会問題への対応として、法務局との連携による事業が増加した。今後も「法務局における遺言書の保管等に関する法律(令和2年施行予定)」をはじめとして、法務局を拠点とする法的支援が不可欠であることからも、司法書士総合相談センターの活用を視野に入れた、会員の業務支援を検討する必要がある。市民のニーズに直結する事業について、広報を駆使し、その多くを相談事業として受け入れ、事業全体の活性化に結びつけていきたい。

新たな領域のなかでも積極的かつ適正な事業運営を維持できたのは、会員各位の協力によるところが大きいと考える。

この1年間、事業執行に多くのご協力をいただいたことに、改めてお礼を申し上げたい。

総務部

総務部長 浜田啓史

1 福岡法務局内での法務局・司法書士会無料登記相談所

昨年4月16日に開設した福岡法務局内での法務局・司法書士会無料登記相談所「ステップ1」については、会員の協力により滞りなく運営することができた。ご協力いただいた皆様には改めて御礼申し上げたい。相談件数の増加のため昨年11月より予約優先制を導入しているが、相談件数および登記業務の受託促進のため、今後も定期的に法務局と打ち合わせを行い運営の改善を図りたいと考えている。

平成30年								
4月 5月 6月 7月 8月 9月								
20件	31件	29件	28件	38件	27件			

	平成30年		平成31年			
10月	11月	12月	1月	2月	3月	
48件	40件	29件	48件	37件	55件	

2 苦情・綱紀関係

昨年度の苦情受理件数および綱紀調査付託件数等は、以下のとおりである。

苦情内容は、事件処理の遅滞や報酬、業務に関する説明不足に関するものが多くを占めている。今年度も研修等を通じて苦情内容の開示を行うので、日々の執務に役立てていただきたい。

綱紀調査委員会に調査を付託した事案の内容は、綱紀調査委員会の事業報告のとおりである。綱紀調査の全件委嘱制度では、懲戒処分の申し立てがなされると、軽微な事案であっても、綱紀調査委員会に調査を付託しなければならない。綱紀調査が開始されると、処分まで長期間を要するので、調査対象会員には大きな負担がかかることになる。会員の皆様には苦情および懲戒処分の申し立てにつながらないよう努めていただき、場合によっては、紛議調停委員会の活用を検討いただきたい。

苦情受理件数	綱紀調査付託件数	懲戒処分件数	注意勧告件数		
2 4 件	12件	2件	2件		

3 非司法書士実態調査

昨年度は、のべ36名の会員に協力いただき、福岡法務局本局法人登記、朝倉支局、 直方支局、柳川支局、粕屋出張所において非司法書士による登記申請の実態調査を行った。

4 事務局全般

毎週水曜日に専務理事が参加して定期報告会を行い、職員相互の業務の理解等に努めた。 また、随時、担当役員が協議の場を持ち、業務の停滞が生じないよう努めた。

5 登録調査委員会

当委員会は、司法書士登録に疑義がある場合に、日司連に報告をすべく一定の検討を行っている。昨年度は、登録に疑義のある事案がなかったため、委員会を開催することはなかった。

6 新入会員オリエンテーション

新入会員を対象に、当会の組織や福岡司法書士政治連盟、公益社団法人福岡県公共嘱託登記司法書士協会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部、福岡県青年司法書士協議会の紹介を行うとともに、各団体の役員との交流を図ることを目的として、昨年度は2回オリエンテーションを開催した。

7 九州ブロック司法書士会協議会各県部長連絡協議会

平成30年9月9日、福岡県において協議会が開催され、事業部ごとに意見交換を 行った。総務部では、苦情の内容や件数、不祥事が発生した際の対応、総会の運営方法 などについて協議した。

8 四県交流会

会員数が同規模の四県(神奈川県会、愛知県会、兵庫県会、当会)の執行部が毎年 集まり、意見交換を行う交流会が昨年度は愛知県で開催された。

9 業務広告調査

昨年度も11月16日から11月30日にかけて会員の業務広告を調査し、1件の 指導を行った。また、情報提供のあった広告について、今後の広告の際に規則、運用 指針を確認いただくよう連絡を行った。

会員の皆様におかれては、紙面、ホームページを問わず、広告を行う際は、規則および 運用指針を改めて確認いただきたい。

10 選挙管理委員会

昨年度は、役員、綱紀調査委員および代議員の選挙に関する一連の手続きを行った。

11 その他

不当誘致行為対策事業として、昨年11月に情報提供を求めるアンケートを行った。アンケートの回答率は3.9パーセントと低いものであったが、ご協力いただいた会員の皆様には御礼申し上げたい。本件については、アンケート期間中に限らず、随時情報提供いただきたいと考えている。

経 理 部

経理部長 猪之鼻 久美子

経理部は、日々の予算を執行し、各月決算および期末決算ならびに予算編成等の業務を 行った。

- 1 平成30年度の一般会計および特別会計の予算を執行した。
- 2 平成30年度の一般会計および特別会計の決算書類作成を行った。
- 3 平成31年度の一般会計および特別会計の予算案作成を行った。

4 経理部業務の改善

- (1) 県・支部の予算編成の協議に基づき、県会予算と支部予算の均衡を図り、公益法人としての適正な予算編成を行った。
- (2) 県・支部の協議に基づき、支部繰越金の抑制のために支部交付金の執行を一部留保した。
- (3) 日々の経理処理の改善および事務処理の円滑な引継ぎのために、手引書を改訂し、 支部に対しても手引書を配布し、県・支部での経理処理の効率化および統一化を 図った。
- (4) 当会の収入および支出に関する協議を行い、会費の減額について検討を行った。
- (5) 会員間の公平性を考慮し、当会の会費の減免に関する規程等を改正した。
- (6) 他団体と助成金の協議を行った。

企 画 部

企画部長 安河内 肇

1 業務推進

支部において実施した相続遺言教室の実施報告書の提出を受け、運営管理を行った。

2 会員交流

会員間の新たな交流を促進する企画を検討したが、具体的事業の実施には至らなかった。

3 会員支援

会員が、聴覚障がい者からの相談を受ける際の支援について検討したが、昨年度は、 聴覚に障がいのある方でも相談の申し込みができるよう、社会事業部に対し、相談事業 におけるファックス受付の検討を依頼するにとどまった。

4 会務のあり方の検討

委員会のあり方など会務の効率化や負担の軽減などについて分析し、会務への参加 促進のためには、会への帰属意識を高めることが必要であるとの結論に至った。まずは、 会員の定時総会への参加を増やしていくこととし、支部において、支部長から支部役員 に定時総会への積極的な参加呼びかけを行ってもらうよう依頼した。

5 司法過疎対策

司法過疎地域開業支援事業の募集にあたり、九州ブロック開業支援フォーラムや当会新人研修会において、司法過疎地域開業支援事業の概要と意義を説明するなど広報に努めるほか、会員へのアンケートを実施した。

しかし、昨年度も本事業への利用申し込みはなかったため、司法過疎対策に関する 企画については、今後検討を行うことにしている。

6 平成29年7月九州北部豪雨災害対策(巡回相談)

実施日:毎月第3土曜(祝祭日含む)10時~19時

実施期間:平成30年4月21日(土)、5月19日(土)、6月16日(土)、

7月21日(土)

※平成30年7月実施終了

相談実績:20件

7 成年後見制度推進

- (1) 各自治体、家庭裁判所、三士会、社会福祉協議会等との協議を行った。
- (2) 福岡市および行橋市における中核機関設置に向けた協議会への委員およびオブザー バーの派遣を行った。
- (3) 久留米市の成年後見制度の課題等に関するヒアリングへの対応を行った。
- (4) 高齢者・障がい者権利擁護委員会と協同して窓口委員向け研修会を開催し、成年 後見制度利用促進法の概要の説明や、今後の協力の呼びかけを行った。
- (5) 厚生労働省主催の研修会等へ参加した。

広 報 部

広報部長 柿 木 高 紀

昨年度の事業計画に基づき、下記の広報活動を行った。以下、昨年度の事業計画記載の項目ごとに報告する。

1 リーフレット・チラシなどの広報物制作およびその配布について

平成30年8月の司法書士の日記念相談会、同年9月の全国一斉子どものための養育費相談会、同年9月の高齢者・障がい者のための成年後見相談会、平成31年2月の相続登記はお済みですか月間等の各種相談会、イベントについて、ポスターやチラシの制作・配布を行った。配布方法等の工夫として、これまで支部の広報部を通じて配布をお願いしていた相談会のチラシ・ポスター等を、県会から一斉に送付することにより、経費の削減に努めた。また、福岡法務局に後援いただいた相続登記はお済みですか月間については、県内の法務局の支局・出張所にポスターの掲示やチラシの備え置きをしていただくだけではなく、実際に相談に来られた市民の方に法務局から直接イベントを紹介していただけるように依頼をした。

2 テレビCM等の有料広告について

(1) テレビCMについて

司法書士の日記念相談会(平成30年8月4日)、高齢者・障がい者のための成年 後見相談会(平成30年9月22日)、相続登記はお済みですか月間(平成31年 2月)の各イベントにあわせて、FBS、KBCの2社のスポット枠にて合計130 本のテレビCMを行った。テレビCMの素材としては、昨年度制作した当会のオリジナル CM素材(対外用ホームページに公開)を利用した。当部会では、テレビCMの効果 の検証を、総合相談センターに寄せられる電話相談の件数、司法書士紹介システムの 利用件数、対外用ホームページへのアクセス件数を基に行ったが、相続登記はお済み ですか月間のテレビCMを実施した平成31年2月は、司法書士紹介システムの利用 件数が前月74件から155件へと倍に増えていた。また、当会の対外用ホームページ へのアクセス件数も、平成29年は月平均で8,134件であったものが、テレビCM を実施した平成30年には月平均9、193件と、1、000件以上も増加しており、 テレビCMは一定の効果を発揮していると考えている。しかし、その一方で、毎年 開催している一斉相談会(司法書士の日記念相談会、高齢者・障がい者のための成年 後見相談会)の広報においては、昨年度初めてテレビCMを実施したにも関わらず、 相談件数を増加させることはできず、広報の手法も含めた抜本的な改革が今年度以降 の課題であると考えている。

(2)新聞広告について

平成30年10月13日に開催した「司法書士・税理士による相続合同相談会」にあわせて、読売新聞および西日本新聞に有料広告を掲載した。また、西日本新聞の新春相続特集として、会員の協賛を得て平成31年1月5日付けの西日本新聞朝刊に相続に関する特集広告を掲載した。協賛いただいた会員の皆様にはこの場をお借り

して御礼申し上げたい。

近年、新聞の購読者が減少しており、新聞広告の効果が薄れてきているが、上記相談会では、全相談件数39件のうち29件が新聞広告を見て相談会に参加された方であり、一定の効果があったと思われる。今後も、イベントの内容ごとに最適な広報ツールの使い分けを検討していきたいと考えている。

(3) 自治体のコミュニティビジョンについて

事業計画において利用を検討するとしていた自治体のコミュニティビジョン(市役所等に設置されている大型のテレビを利用した映像広告)について、当部会で検討した結果、県内2か所にて試験的に利用することを決定し、平成31年1月より福岡市東区役所、筑紫野市役所の2か所にて当会の映像広告(テレビCM素材として制作した「相続登記はお早めに」を利用)の放映を開始した。今後、広報効果を検証のうえ、県内の他の市区町村でも同様の広告を行うかを検討する。

(4) その他

高齢者向けのフリーペーパーである「ぐらんざ」9月号に、相続に関する一面広告記事を掲載した。なお、広告の掲載にあたっては、福岡法務局と連携し、見開き一面の右ページに福岡法務局による所有者不明土地問題に関するインタビュー記事、左ページに当会の広告記事という構成にて広告を掲載した。また、昨年度行ったNTTのi タウンページへの広告掲載については、広報効果があまり見込めないと判断し、昨年度をもって中止した。

3 対外用ホームページ等について

当会の対外用ホームページのトップページに、相談会等のイベントが一目で分かる バナーをイベントの都度掲載した。また、支部主催のイベントについても新着情報一覧 に掲載することにより県・支部のイベントを一覧できるようにした。

ホームページに掲載した新着のイベントについては、当会公式フェイスブックにも 転載し、より広範囲に情報が行き渡るように工夫した。特に若年層を対象とした相談会等 の告知については、今後もSNSを利用した広報がより重要になるものと考えられる ので、当部会としても対応を検討していく。

4 マスメディアや行政、団体等との関係構築

昨年度に引き続き、福岡法務局との協働事業である「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト」については、月に一度の割合で福岡法務局との協議会を開催し、その結果として平成30年7月には九州一斉の相続セミナー・無料相談会を実施するに至った。また、上述した「ぐらんざ」での協同広告もその成果の一つである。

マスメディアとの関係においては、例年どおり、各種イベントごとにニュースリリースを発行し、その結果として、平成30年4月に福岡法務局に設置した法務局・司法書士会無料登記相談所(ステップ1)に関する記事、同年7月には九州一斉の相続セミナー・無料相談会に関する記事、司法書士の日記念相談会に関する記事が掲載された。

また、平成31年2月にKBCのアサデス、FBSのめんたいワイドの無料パブリシティを利用し、相続登記はお済みですか月間および総合相談センターのPRを行った。

5 会報「ふくおか」の発行について

例年どおり年4回発行した。会報の発行にあたっては、県・支部の動向や会員に興味を持っていただける記事の掲載を心掛けたが、会報の発行スケジュールに追われ、掲載記事の企画検討に十分な時間を割くことが出来なかった。また、年度当初に予定していた他会ならびに他団体の会報誌を部内で調査検討したが、当会の会報誌に対して具体的に反映するには至らなかった。

研修部

研修部長 丸尾公彦

【はじめに】

昨年度は、重点事業となっている相続に関する研修会を中心に、商業・法人登記、裁判、本人確認、信託など幅広く司法書士の業務に直結する内容の研修会を開催した。また、差し迫った改正民法の施行に備え、債権法および相続法改正に関する研修会を開催するとともに、倫理に関しては、通常のスクール形式のみならず、より深い学習効果が期待できるディスカッション形式の研修会を開催した。以下、詳述する。

1 単位制研修

(1)業務研修会

ア 第1回業務研修会

相続手続きや不動産売却の際に問題となる休眠担保権の抹消手続きについて、本研修テーマと同名の著書を執筆されている講師をお招きし、豊富な資料をもとに、手続きの概要および注意点を講義いただいた。

イ 第2回業務研修会

相続登記未了問題を解決するために必須ともいえる旧民法相続および戸籍の変遷に関する知識について、経験豊富な会員に講義いただいた。

ウ 第3回業務研修会

今年から段階的に施行される改正相続法に関して、熊本県会より講師をお招きし、 改正にともなう司法書士実務への影響について具体的設例をもとに解説いただいた。

第1回業務研修会	平成30年	電気ビル本館	参加者:					
第 1 四耒粉咖修云 ————————————————————————————————————	6月23日(土)	8 号大会議室	206名					
テーマ:休眠担保権に関する登記手続と法律実務								
講 師:正影秀明 会員	(岡山県会)							
か o ロ 坐 マタテ プエ lを へ	平成30年	電気ビル本館	参加者:					
第2回業務研修会	8月25日 (土)	8 号大会議室	126名					
テーマ:旧法の相続と戸	籍の変遷、その見方							
講 師:岩下透 会員								
第3回業務研修会	平成31年	電気ビル本館	参加者:					
第 3 四 未 物 例 修 云	1月26日(土)	8 号大会議室	186名					
テーマ:司法書士から見た改正相続法と調停・登記								
相続分の変動と遺産分割(先例の落とし穴など)								

(2) 倫理研修会

講 師:猿渡一巳 会員(熊本県会)

昨年度は、上記業務研修会の第1部という形式で、3回の倫理研修会を開催した。

第1回倫理研修会平成30年電気ビル本館参加者:6月23日(土)8号大会議室214名

テーマ: 法定相続情報証明制度に関する注意点~運用開始から1年を経過して~

講 師:小嶋美夏 会員

 第2回倫理研修会
 平成30年
 電気ビル本館
 参加者:

 8月25日(土)
 8号大会議室
 129名

テーマ:セクハラ・パワハラの加害者にならないために

講 師:郷田真樹 弁護士(福岡県弁護士会)

第3回倫理研修会平成31年電気ビル本館参加者:1月26日(土)8号大会議室185名

テーマ: 不当誘致行為の禁止

講師:藤田剛 会員

(3) 年度末研修会

一昨年度に引き続き、東京の桜美林大学より講師をお招きし、司法書士倫理をテーマとしたディスカッション形式の研修会を開催した。

 年度末研修会
 平成31年 3月30日(土)
 会館 5階・4階会議室
 参加者: 23名

テーマ:専門職の倫理と事例による検討

講 師:齋藤隆夫 教授(桜美林大学大学院経営学研究科)

(4)司法書士実務研修会

平日夜の時間帯に、司法書士の日常業務に直結する内容の研修会を4回開催した。

第1回平成30年天神ビル参加者:司法書士実務研修会8月 8日(水)9号会議室75名

テーマ:商業・法人登記の実務(基礎編)

講師:西村直樹 会員 丸尾公彦 会員

 第2回
 平成30年
 会館
 参加者:

 司法書士実務研修会
 10月10日(水)
 5階・4階会議室
 46名

テーマ:裁判業務事例紹介(占有移転禁止仮処分、建物明け渡し訴訟、

建物明け渡し強制執行、不動産に対する強制執行)

講 師:稲毛翔平 会員

 第3回
 平成30年
 天神ビル
 参加者:

 司法書士実務研修会
 12月12日(水)
 9号会議室
 91名

テーマ:証明書偽造を見破る術~本人確認資料の原本確認の対応~

講師:高尾周太郎講師(株式会社ベルコンピューターシステム代表取締役)

第4回平成31年会館参加者:司法書士実務研修会2月13日(水)5階・4階会議室43名

テーマ:民事信託業務事例紹介

講 師:田代洋平 会員

2 年次制研修会

日司連主催による研修であり、対象会員は必須の義務研修である。

予定の重複や体調不良等を理由に欠席した会員については、他支部にて振替受講していただくか、参加猶予申請書または不参加事由報告書および次年度参加誓約書を提出いただいている。なお、研修の会場設営および運営に関しては、例年各支部にご協力いただいている。支部にはこの場を借りてお礼申し上げたい。

福岡東支部	平成30年10月 6日(土)	JR博多シティ9階 会議室1			
福岡西支部	平成30年10月13日(土)	会館 5階・4階会議室			
福岡南支部	平成30年10月27日(土)	福岡ビル9階 Bホール			
筑後支部	平成30年11月10日(土)	久留米地域職業訓練センター			
外 後 义 司	平成30年11月10日(上)	3階小ホール			
北九州支部	平成30年10月20日(土)	KMMビル4階 第7会議室			
筑豊支部	平成30年10月27日(土)	田川市民会館			

3 九州大学司法研修講座

九州大学との連携の一環として、大学より講師をお招きして開催している研修会である。昨年度は、債権法改正に備え、下記のとおり研修会を開催した。

第1回	平成31年	会 館	参加者:
九州大学司法研修講座	2月24日(日)	5階・4階会議室	53名

テーマ:民法(債権法)改正対応連続講座

消滅時効、法定利率、保証、債権譲渡、定型約款、意思能力、

意思表示、代理

講師:田中教雄教授(九州大学大学院法学研究院)

第2回・第3回	半成31年	会館	参加者:
	3月16日(土)	· · ·	
九州大学司法研修講座	3月17日(日)	5階・4階会議室	38名

テーマ:民法(債権法)改正対応連続講座

債務不履行による損害賠償(原始的不能の場合を含む)、契約の解除、 危険負担、契約に関する基本原則、契約の成立、売主の瑕疵担保責任、 債務者の責任財産の保全のための制度、連帯債務、相殺、弁済、消費貸借、 賃貸借、請負

講 師:小池泰 教授(九州大学大学院法学研究院)

4 事務職員研修会

会員の補助者向けの研修会である。福岡県内のみならず県外の一部の単位会(福岡 以外の九州各県および山口県)にも案内をし、参加いただいている。

東 敦聯 昌 江 <i>收</i> 众	平成30年	福岡ビル	参加者:
事務職員研修会	11月17日(土)	9階大ホール	113名

第1部 実践!不動産登記の実務

講 師:木戸孝充 会員

第2部 成年後見制度概論~高齢者・障がい者の権利擁護の仕組み~

講 師:中嶋安雄 会員

5 日司連主催研修会同時配信研修会

日司連の行う研修会場と福岡の研修会場をインターネット回線により接続し、日司連が行う研修を、福岡の会場にてリアルタイムで受講する形式の研修会である。昨年度は、下記のとおり3回開催した。

日司連平成30年会館平成30年度業務研修会10月20日(土)5階・4階会議室(訴訟法分野)10月21日(日)

テーマ:物損交通事故訴訟に学ぶ主張立証の考え方

第1講 訴訟代理人として知っておくべき基本事項

第2講 物損交通事故事件における訴状作成の要諦

第3講 物損交通事故事件の争点

第4講 主張立証の要諦その1 (事例検討)

第5講 主張立証の要諦その2 (事例検討)

第6講 主張立証の要諦その3 (事例検討) 及び総括

講 師:中村真 弁護士(兵庫県弁護士会)

第33回平成30年会館参加者:日司連中央研修会12月 1日(土)5階·4階会議室23名

テーマ:統計から見る司法書士の現状分析と将来予測

第1講 統計から見る司法書士を取り巻く現状

講 師:七戸克彦 教授(九州大学大学院法学研究院)

第2講 司法書士白書~白書事業の意義と最新データの紹介~

講 師:古根村博和 会員(神奈川県会)

第3講 司法書士の現状分析と将来予測(パネルディスカッション)

コーディネーター:野崎史生 会員(愛知県会)

パ ネ リ ス ト:七戸克彦 教授(九州大学大学院法学研究院)

野村昌弘 グループ長 (株式会社富士通総研コンサルティング

本部ビジネスサイエンスグループ)

稲本信宏 会員(熊本県会) 中村直康 会員(鹿児島県会)

日司連平成31年会館参加者:平成30年度業務研修会1月19日(土)5階・4階会議室59名

テーマ:相続法改正と司法書士実務

第1講 相続法の改正の経緯と配偶者の居住権を保護するための方策

講 師:北詰健太郎 会員(大阪会)

第2講 遺産分割に関する見直し等

講 師:茂木昌子 会員(兵庫県会)

第3講 遺言制度に関する見直しと相続の効力等に関する見直し

講 師:及川修平 会員

第4講 遺留分制度に関する見直しと相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

講 師:浦岡由美子 弁護士(東京弁護士会)

6 オンデマンド研修動画配信 (Ken Tube)

昨年度は、研修会の動画を計13本新たに配信した(一部単位付与対象外のものを 含む)。昨年度の利用実績は、下記の通りである。

掲載された動画件数	3 7件
システム登録人数	463名
視聴回数(全ての動画総計)	2,589回
単位付与申請の件数	466件

7 その他

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部との連携の一環として、 下記の研修会を共同開催した。

福岡県司法書士会・	平成30年	天神ビル	参加者:
LS福岡支部) (II =)	
共同開催研修	8月 4日(土)	10号会議室	154名

第1講 専門職後見人が知っておくべき社会保障制度の基礎知識

講 師:加藤丈雄 会員

第2講 倫理研修 後見業務における不正事案・不適切事案

~適正な後見業務を行うために事案を知る~

講 師:恒松史帆 会員

社会事業部

社会事業部長 芳 司 英 樹

昨年度も様々な相談事業に対し会員の皆様の積極的なご協力をいただき、滞りなく事業を実施することができた。改めて御礼を申し上げたい。今年度も総合相談センターを中心として、分かりやすく利用しやすい相談体制を構築し、市民のニーズに応えた事業を展開していきたい。

1 相談事業

(1) 司法書士総合相談センター事業

当会相談事業の中核として、司法書士紹介・電話相談を中心に6支部の総合相談 センターで運用を行っている。

昨年度は紹介案件902件、電話相談2,080件であった。紹介案件の約69% が登記手続に関するものであり、次いで成年後見を含む家事事件、民事一般案件の順となっている。電話相談では登記手続約31%に次いで、民事一般案件が約27%であり、民事事件についての相談が多くなっている。自治体等の公的機関、インターネット、法務局・裁判所等が主な認知経路である。

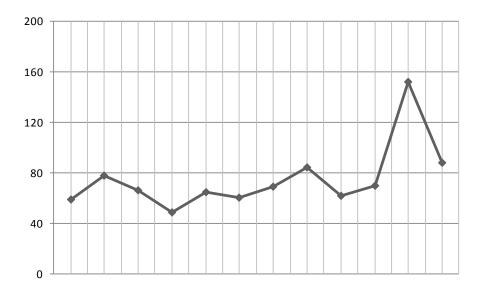
紹介システムについては、平成31年2月の案件が増加した。「相続登記はお済みですか月間」にあわせたテレビCMをはじめとする広報の成果であると考えている。

【司法書士総合相談センター】

※相談員数は休止含む

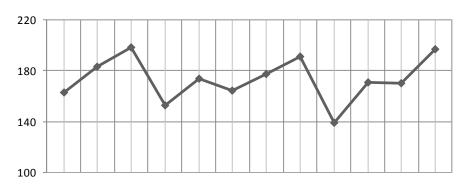
平成30年度	福岡東	福岡西	福岡南	筑後	筑豊·京築	北九州	全体
登録相談員数	78名	61名	105名	79名	40名	94名	457名
登録率	33.3%	40.4%	45.5%	57.2%	59.7%	57.0%	46.4%

【平成30年度 紹介システム 相談件数推移】



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
福岡東	15	12	16	13	13	14	17	26	20	10	45	17	218
福岡西	11	17	12	8	11	13	8	16	6	5	28	14	149
福岡南	19	15	18	9	9	16	22	21	20	22	36	29	236
筑後	8	12	5	3	13	2	7	9	6	9	15	8	97
筑豊•京築	5	4	7	2	7	5	9	3	1	8	17	7	75
北九州	1	18	8	14	12	10	6	9	9	16	11	13	127
全体	59	78	66	49	65	60	69	84	62	70	152	88	902

【平成30年度 電話相談 相談件数推移】



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
福岡東	20	39	36	31	29	12	30	35	23	25	33	47	360
福岡西	34	39	36	31	25	36	41	41	19	38	41	31	412
福岡南	23	20	25	20	27	19	18	29	20	25	13	25	264
筑後	35	44	39	32	34	32	34	34	29	32	28	34	407
筑豊•京築	18	20	25	16	14	22	20	22	22	17	14	15	225
北九州	33	21	37	23	45	43	34	30	26	34	41	45	412
全体	163	183	198	153	174	164	177	191	139	171	170	197	2080

(2) 司法書士の日記念相談会

「司法書士の日」にちなみ、8月4日(土)、4会場で県下一斉の相談会を開催した。これまでの実績で午後の件数が少ないことから、昨年度は従来と比べ時間帯を一時間短縮し10時から15時で開催した。運営は各支部の社会事業部および総合相談センターが主体的に行っている。予約優先制で行い、相談件数は66件と一昨年とほぼ同数であり、半数以上は相続をはじめとする登記に関する相談であった。

(3) 高齢者・障がい者のための成年後見相談会

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部との共催で、9月22日(土)、10時から13時の時間帯で開催した。昨年度までの実績を考慮し、会場を一つ減らした4会場で実施し、相談件数は17件であった。司法書士の日記念相談会と実施時期が近いことから、今年度は開催時期の変更を検討している。

(4) 遺言相続事業

遺言相続事業への取り組みの一つとして、2月に「相続登記はお済みですか月間」 を開催した。月間に協力いただく会員を「賛同会員」として各事務所で相続登記に関 する相談を初回無料で受けていただくほか、総合相談センターの司法書士紹介システ ムで賛同会員を紹介している。

月間中は紹介システムの件数が通常月の2倍以上となり、会員の事件受託につなげることができたと考えている。また、これはテレビCM等による積極的な広報の成果であると考えている。

会員からの報告書を集計した結果、月間中の相続に関する相談は266件であった。 相続法の改正もあり、ますます市民の関心が高い分野だと思われる。今後も相談の受け 皿となれるよう取り組んでいきたい。

(5) 賃貸借トラブルホットライン

毎週月曜日と水曜日、16時から18時までの間、登録相談員事務所への転送方式で電話相談を実施した。消費生活センター等の相談機関からの紹介もあって、毎回多くの相談が寄せられている。昨年度の相談件数は495件であった。全体の約75%は賃借人からの相談であり、敷金精算や原状回復、家賃や修繕に関する相談が大半を占めている。

(6)総合行政相談・一日合同行政相談所

総務省九州管区行政評価局と連携し、福岡総合行政相談所(岩田屋)および北九州総合行政相談所(井筒屋)の定例相談会や、一日合同行政相談所への相談員派遣を行った。相談員のシフト等の運営については、福岡3支部および北九州支部の総合相談センターの協力のもと実施している。

(7) 福岡市市民相談室

福岡市が各区役所で実施する司法書士相談への相談員派遣を行った。契約主体は 当会であるが、相談員の選定、シフト等については福岡3支部が行っており、13時 から16時の時間帯に予約制で実施されている。昨年度は426件の相談があり、 うち約60%が相続・遺言に関するものであった。

(8) 法務局休日相談所

10月7日(日)、法務局主催の休日相談所に相談員の派遣を行った。昨年度は福岡 法務局本庁、北九州支局、久留米支局の3会場に10名の相談員を派遣し、40件の 相談を受けている。

(9) 法務局・司法書士会無料登記相談所 (ステップ1)

昨年度から福岡法務局において窓口相談ブースを設置し、月曜・水曜・金曜の13時から16時で運用している。昨年10月から予約優先制としたことで、それまでよりも利用件数が増加した。開設から3月末までの間に430件の相談があった。相談内容の内訳は46%が相続、次いで抵当権抹消21%、売買・贈与13%となっている。窓口では総合相談センターのリーフレットを渡して司法書士会の広報にも努めている。不動産登記についての相談窓口であるが、"登記といえば司法書士"という制度広報の意味もあり、司法書士の認知度を高めひいては会員への事件受託につなげたいと考えている。本相談所の運営については随時法務局と協議を行っており、今後も運用改善を図っていきたい。

(10) 九州北部税理士会との合同相談会

税理士会との合同相談会を、10月13日(土)13時から17時、エルガーラホールで開催した。昨年度で5回目となる。昨年度はブース数を増やしたこともあり、これまでで最も多い40件の相談があった。相続の相談を中心に、生前贈与や遺言など税務を含め幅広く対応することができた。アンケート結果も満足度が高く、合同相談会の特色を出せたと考えている。

(11) 日司連電話相談センター事業

法テラスコールセンターから転送された電話相談に対応する日司連の電話相談事業である。毎週火曜・金曜の17時から20時まで会館で実施している。昨年度の相談件数は156件であり、ここ数年減少傾向にある。困難な案件もある中で、相談員には丁寧に対応いただいており、司法書士の信頼向上につながるものと感じている。

なお、近年の件数減少を受けて、日司連が本事業の見直しを行った。各単位会の 割当が変更され、当会での本事業担当は昨年度末で終了となった。

(12) 養育費相談会

日司連主催の「全国一斉子どものための養育費相談会」に、当会も福岡県青年司法書士協議会との共催で参画した。全国統一のフリーダイヤルで県内からの電話相談を受ける方式で、9月8日(土)10時から16時まで会館にて実施した。全国142件のうち、当会では14件の相談を受けた。養育費の請求手続などの相談が寄せられ、事前研修を受講した相談員に対応いただいた。

2 法務局との共催による相続セミナー・無料相談会

昨年度に続き、福岡法務局との共催で相続に関する市民向けのセミナーと無料相談会を開催した。福岡法務局には会場手配と市町村向け広報を対応いただいた。セミナー、相談会とも多くの参加者があり、関心の高さが伺えた。

7月 4日① 1 1 : 0 0 ~ 1 2 : 3 0場所: J R 博多シティ
会議室①参加者96名
②相談者55名

相続セミナー&無料相談会

①セミナー:司法書士による相続・遺言教室

講 師:小嶋美夏 会員

②無料相談会(面談) 相 談 員:10名

3 関係機関との連携の強化推進

九州管区行政評価局、福岡県多重債務問題対策協議会、福岡県消費者被害防止地域ネットワーク会議、福岡県高齢者・障害者の消費者被害防止対策連絡協議会との会議に参画し、関係団体との連携や情報共有を図った。

【派遣相談会】

相談会名	日付	相談件数
行政評価局 福岡総合行政相談所	第3月・木曜日(休会の月あり)	92 件
行政評価局 北九州総合行政相談所	第 2・4 金曜日(休会の月あり)	67 件
行政評価局 春のくらし・行政なんでも相談所(北九州)	6月6日	7件
行政評価局 一日合同行政相談所	10月2日、5日、11日、23日、26日、	52 件
(筑後、行橋、福岡、北九州、久留米、田川)	11月6日	52 TF
専団連 共同相談会(福岡、久留米、北九州、飯塚)	6月2日	94 件
専団連 共同相談会(福岡)	9月8日	22 件
専団連 共同相談会(福岡)	12月8日	29 件

注意勧告小理事会

Aチーム議長吉 松 勝 義Bチーム議長中 村 優 子

当小理事会は、会則第103条に基づき設置された委員会である。 現在、当会にはAとBの2チームが設置され、各チーム5名で構成している。

昨年度調査した事件は、調査中の事件を含め合計2件であった。

1件は、法人登記申請に関し、理事会が開催されていないことを知りながら、役員変更登記を受任し、その登記を完了させたものである。

調査中の1件は、商業登記に関し、注意義務違反の疑いがあるとされているものである。

懲戒意見検討小理事会

議長 大 部 孝

当小理事会は、会則第106条の2第5項に基づき、司法書士法施行規則第42条第3項 または司法書士法第60条による報告に付す意見を決定するために設置された委員会で ある。

昨年度、当小理事会は、綱紀調査の結果、違反事実ありと判断された事案2件について会議を開催し、懲戒処分の態様について協議したうえで、審議が終了した事案については、 当会の意見を付し日本司法書士会連合会に事案を回付した。

綱紀調査委員会

委員長 金丸武士

1 はじめに

当委員会は、会員の綱紀、品位に関する調査を行うことにより会員の綱紀を保持し、もって司法書士制度に対する市民の信頼にこたえることを使命とする。

当委員会の行う調査とは、会則第49条により会長から付託を受けて、会員が司法 書士法、司法書士法施行規則、日本司法書士会連合会会則、当会会則に違反する事実また は違反するおそれのある事実の存否を調査することである。

2 昨年度の付託件数およびその概要

昨年度の綱紀調査の付託件数(事案数)は12件であり、一昨年度の1件より増加した。 内容としては、成年後見に関する申立遅滞や注意義務違反、不動産登記に関する法人 代表者等の本人確認義務違反、商業法人登記に関する事実確認の不備などについてで あった。

各会員におかれては、紛争予防機能としての司法書士の使命・職責を自覚し、依頼事件の適切な処理を遂行されるよう、より一層心がけていただきたい。

事故処理委員会

委員長 山 本 亮

当委員会は、業務賠償責任保険に関する事故につき引受保険会社が実施する調査および審査に対し、当会が助言・協力するために設置されたものである。

昨年度は、下記の事例による損害賠償事故発生状況報告書の提出があった。会員の皆様の日頃の執務にあたり注意喚起を促す意味で、その事例を紹介する。

- 1 所有権移転登記申請の際に預かった登記済証を登記完了後に処分したが、他の不動産 についての登記済証でもあったため、他の不動産の所有権移転登記を申請する際に依頼者 が負担した本人確認情報作成に係る費用を請求されたことによる損害
- 2 過払金返還訴訟の手続きを怠ったため時効となり、過払い金返還請求が不能となったことによる損害
- 3 役員変更登記の際に役員の氏名を誤記したことによる更正登記分の登録免許税の損害
- 4 遺留分減殺請求の相談を受けた際に、減殺請求金額を間違えたことによる損害
- 5 震災特例による登録免許税の軽減を受けられるにも関わらず、軽減税率を適用せず登記 手続を完了したことによる差額分の登録免許税についての損害

紛議調停委員会

委員長 島 津 節 郎

昨年度は、紛議調停の申し立てが2件あったが、業務に起因しないものおよび会員に 対して紛議調停を求めることが妥当ではないとの判断により、不受理とした。

大阪弁護士会における紛議等の事例を参考にし、当委員会における手続の流れおよび 具体的な解決手法について、意見交換を行った。

万一、依頼者との間で報酬等について紛議が生じた場合などには、積極的に当委員会を ご活用いただきたい。

会館建設委員会

委員長 平野幸久

新会館は、平成29年11月から使用を開始しており、昨年度は、新会館の完成後の維持・ 管理および利用についてのメンテナンス等に対応した。

喫煙室の煙・匂いが階段を通じて上にあがってくる問題の指摘をいただいたが、喫煙室の換気扇は24時間稼動しているものの、複数人が同時に利用することにより換気が間に合わず、残っている煙等が喫煙室の扉の開閉により引き出され、階段室の上昇する空気の流れに引き込まれているものと思われる。現在、喫煙室の空気の圧力を下げるため、エアコンの送風を遮断し、24時間ロビーの換気を行うことで様子をみている。

新会館を気持ちよく利用するための、維持管理に欠かせない清掃等を委託する会社を選定するため1年間の清掃内容を作成して、清掃会社2社に見積を依頼して委託業者を決定し、平成30年1月より定期清掃を行っている。同年11月に委託先の総合システム管理株式会社の担当者とこれまでの清掃に関し打合せを行い、当会の要望を今後の作業に反映してもらうよう意見交換を行った。

また、建物のライフサイクルを考えた場合の長期修繕計画およびそれに伴う工事費の概算を、株式会社鴻池組に作成・算出していただき、それを基に修繕積立金の額を試算し、理事会に提出した。

神奈川県司法書士会より、新会館建設のために当会の会館を見学したいとの要望をいただき、4月に建築士1名を含む5名が来館された。当会では参考になる資料を用意し、4時間ほど見学・説明を行った。

6月18日に半年点検、11月2日に1年点検を、株式会社環・設計工房、株式会社 鴻池組、第一設備工業株式会社、西鉄電設工業株式会社の工事責任者とともに行った。

事務局の受付窓口の引戸の開閉に若干の不都合があり、調整したものの完璧ではなく、 株式会社鴻池組の判断で新しく作製して取替えを行った。

西側・北側および東側の窓の遮光の要望があり、現在2階・3階・4階・5階の東側に 遮光フィルムを貼付し、2階事務局の西側・北側には遮光フィルムとロールカーテンを設置 している。

飲料自動販売機は、設計では階段室に置く計画だったが、商品の入れ替えのため全面扉が90°以上開かないと設置できないとの理由で、ロビーの隅に目立たないように外観色を指定した色に変更し設置している。自動販売機の売上げの一部は、働く障がい者への支援活動に役立てられるようになっているので、購入に御協力いただきたい。

懸案だったロビーの家具は、ドイツのデザイナー「コンスタンティン・グルチッチ」の デザインのイスを選定し、11月5日に設置した。

非司法書士問題対策委員会

委員長 権 藤 健 裕

昨年度の当委員会の活動について次のとおり報告する。

1 委員会の運営

当委員会は、5名の委員により運営を行った。 昨年度に開催した会議は4回である。

- 2 活動の内容について
- (1) 法務局主催の非司調査が、平成30年10月に福岡法務局直方支局、柳川支局、朝倉支局、粕屋出張所、本局(法人登記のみ)において延べ32名の会員の協力を得て行われた。当委員より参加会員へ調査上の注意事項などを案内した。

調査に携わった会員から、アンケート形式による情報収集を行った(調査項目は 非司行為が疑われると判断した理由、感想等)。

以下、会員から寄せられた声の一部を掲載する

- 本人や非司による登記申請が多く、司法書士による登記申請が今後減るのではないかと感じた。
- オンライン申請の割合が高くなると非司調査がし易い。
- ・ 登記は司法書士という広報に力を入れるべき。
- 本人申請の中に非司の疑いが強く感じられるものがあった。
- ・ 個人が申請代理人の場合申請人との関係を示す記載があると良い。等々
- (2) 非司行為が疑われる他士業のホームページについて、明らかに司法書士法に抵触する 疑いがある複数の他士業に対し、協力提携関係のある司法書士がいるか等についての お尋ね書 (警告書) を送付した。
- (3) 非司行為について会員から情報提供があり、対応を協議した。
- (4) 講師を招き業際問題に関する研修を行った。
- 3 最後に非司行為が疑われる事案を見聞きした際は、当委員会宛に情報提供いただける よう会員の皆様にお願いしたい。

苦情処理委員会

委員長 矢野聖悟

1 委員会の目的

当委員会は、会員の業務に関する苦情の申立に対し、その円満な解決のために、会員に適切な指導および指示を与えて、これを処理することを目的としている。

2 苦情処理の流れ

市民から事務局に寄せられた苦情は、専務理事または事務局職員が概略を聴取する。その際、苦情申出人にはできるだけ文書で申し立てるよう依頼している。

事務局より苦情内容の伝達を受けたのち、担当委員より苦情申出人に電話での内容確認や対象会員への聞き取りなどを行い事実関係を精査し、その後、委員会において対応を協議したうえで双方への調整を行う。双方の円満解決、一応の納得において終結した案件について終結報告書を会長に提出し終了となるが、対象会員に法令、会則等の違反事実のおそれがある場合は、会長に報告し、何らかの対応を具申している。

3 委員会の判断基準

苦情に対する委員会の判断基準は、司法書士法、会則、司法書士倫理等に照らし、「司法書士としての業務の遂行が適正に処理されたかどうか」である。したがって、 具体的な苦情事案について、当委員会にて苦情申出人および対象会員から事情を聴取 したうえで、不適切な業務を行ったと思われる会員には業務の改善を求めている。

4 委員会開催および面談について

委員会は、原則毎月1回の定例会を開催している。会議では、その月の案件について 担当委員からの経過報告を受け、その対応について協議がなされる。会議はWeb会議 (テレビ電話)を原則とし、複雑案件がある場合は、会館に集まり協議している。 また、内容に応じて苦情申出人や対象会員と直接面談により、事情聴取することもある。

5 苦情の傾向

昨年度の苦情の主たる原因も「説明不足」、「報酬額の妥当性」、「事件の放置」に集約 される。その中でも「説明不足」「不誠実な対応」が、司法書士に対する不信感、報酬 に対する疑念となっている。この傾向は、この数年継続している。

しかし、申出人の「一方的な思い込み」で苦情申出されているケースも数件あった。 また申出人と連絡がつかず、その後の対応が出来なくなったケースもある。ただ、 近年会員の業務内容が多岐に渡るようになり、会員本人から詳しい事情を聞かないと 判断できない案件が増えてきている。

また会員の執務対応(執務姿勢)に問題があると思われる案件も増えており、その後の対処(綱紀調査等)を県会執行部に引き継ぐものが昨年度は多くあった。

6 近年の苦情件数

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
26件	24件	10件	16件	24件

7 苦情事案月別取扱件数

平成30年						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	
0件	1件	2件	2件	2件	3件	

平成30年			平成31年		
10月	11月	12月	1月	2月	3月
1件	1 件	2件	1 件	4件	5件

会費減免等審查委員会

委員長 猪之鼻 久美子

当委員会は、会則第25条(会費の延納、減額及び免除)に基づき、会費の延納、減額または免除に関する審査を行うために、会則第53条第1項により設置された委員会であり、「会費の減免等に関する規程」および「福岡県司法書士会会費の減免等に関する細則」に則って会費の減免等の申し出に理由があるかを審査し、会長にその調査の結果を具申するものである。

会員は、傷病、災害、出産・育児または介護により会費を納入することが困難な場合は、 会費の延納、減額または免除の申請を行うことができる。

なお、経済的事情による場合は、会費の延納の申請が認められるのみである。

平成30年度は、傷病によるもの4件(内訳:減額1件、免除3件)、出産・育児によるもの7件(内訳:減額3件、免除4件)の合計11件の減免等の申請があり、11件の申し出に対して理由があるものと認め、会長に対し具申を行った。

法教育·市民法律講座推進委員会

委員長 椛島浩二

1 活動報告

当委員会は、当会および支部による法教育・市民法律講座等(以下、「法律講座等」 という。)の開催の円滑化・効率化を図り、もって、効果的な制度広報と法教育の推進 に取り組むことを目的として活動した。

以下、各事業につき報告を行う。

2 具体的活動

(1) 法律講座等のデータ分析および法律講座等リストの更新

ア 法律講座等のデータ分析

過去の法律講座等のデータ分析を行ったところ、開催分野では、労働問題および SNS等のインターネットトラブル、開催場所では、児童養護施設での開催が少な かった。また、特別支援学校および子ども食堂での開催がなかった。

イ 法律講座等リスト

当会が開催可能な法律講座等のテーマリストを更新した。今年度、対外用ホームページに掲載することとしている。

ウ 講師リスト

各所からの法律講座等開催要請に備えるため、また、当会から各所へ法律講座等開催の打診を効果的に行うため、作成した講師名簿の更新作業を行った。

(2) 新規分野の授業内容の検討

上記、2(1)アの分析に基づき、各省庁および民間団体等が作成した法教育教材 (以下、「各教材」という。)を、各委員で担当して検討した。各教材は、ワークシート、 手引書、授業展開、動画、クイズ形式と各種あり、開催が少ない分野でも比較的スム ーズに開催ができると思われる。また、実際に各教材を使用して授業することがなく ても、法律講座等の開催準備で大変参考になる教材が多かった。

検討結果は、今年度、各支部と共有していきたいと考えている。

(3) 支部事業のサポートおよび講師養成

支部で実地している法律講座等事業について、講師や補助者の派遣を行うものである。 昨年度は、支部からの派遣要請により、講師を1回1名派遣した。

また、昨年度は、講師養成のために下記講座を予定した。

2月16日 福岡県司法書士会館 参加者20名

法教育研修会「みつかる!法教育」

第1部 わくわく♪する授業の作り方

講 師:川口美子 講師(元学校教諭)

第2部 講師力ぐんぐん!成長中

講 師:原田大輔 会員、猿渡健太郎 会員、寺田知未 会員、

松藤良太郎 会員

第3部 なになに?相談のちから

講 師:金源成大 会員

第1部では、小中学生を対象とした授業進行の工夫が講義され、特に子どもたちは ゲストティチャーをとても楽しみにしているとの話があり、期待に応えることができる 講師養成の必要性を強く考えさせられた。第2部では、各会員から多様な報告がなされ、 情報を共有することができた。第3部では、新しい法教育教材「相談のちから」が 紹介された。今後の法律講座等実地の参考にしていきたい。

(4) 法教育イベントの開催

昨年度は、上記2(1)アの分析に基づき、当会で法律講座等の開催実績のない、「子どもの居場所 えがお広場」で、以下のとおり、イベントの開催を行った。

3月16日 香椎公民館「えがお広場」				受講者4	7名			
「糸	会本で学ぼう!	「きまり)」は何のた	めにあ	るの?」			
講	師:山下由貴	会員、	権藤優里子	会員、	寺田知未	会員、	中山浩一	会員、
	椛島浩二	会員						

初めての開催先・教材ということで、開催までに時間をかけて準備した。市販されている絵本を使用することで、低学年の子どもでも参加しやすい講座になったと考えている。ただ、イベントの内容が一部難しいところもあり、低学年の子どもがあきているようなところも見られたため、今後の反省点にしたい。また、今回のイベントは一人でも開催可能なため、これを機に、今後各支部でも開催できるように開催ノウハウの情報を発信したいと考えている。

3 法律講座等開催実績

日 付	開催先	支 部	受講者数
4月 6日	大木町大角西公民館	筑 後	31名
4月10日	株式会社新出光	福岡南	21名
4月11日	久留米商工会議所	筑 後	105名
4月12日	久留米商工会議所	筑 後	60名
5月11日	大木町役場3階会議室	筑 後	3 3 名
5月14日	認知症・介護予防センター会議室	北九州	30名
6月11日	認知症・介護予防センター会議室	北九州	36名
6月11日	大和町中島下町公民館	筑 後	3 7名
6月14日	西日本短期大学	福岡西	40名
6月17日	上石田二丁目町内会	北九州	30名

6月22日	福岡家庭裁判所小倉支部	北九州	2 2 2
-			2 2 名
6月28日	日本経済大学	福岡東	19名
7月 2日	認知症・介護予防センター会議室	北九州	27名
7月 4日	認知症・介護予防センター会議室	北九州	3 0 名
7月10日	認知症・介護予防センター会議室	北九州	3 3 名
7月14日	北九州市立八幡西図書館	北九州	20名
7月31日	認知症・介護予防センター会議室	北九州	35名
8月 8日	認知症・介護予防センター会議室	北九州	3 7 名
8月10日	北九州市立年長者研修大学校穴生学舎	北九州	28名
8月21日	認知症・介護予防センター会議室	北九州	20名
8月24日	北九州市立年長者研修大学校穴生学舎	北九州	30名
8月29日	認知症・介護予防センター会議室	北九州	35名
9月 6日	認知症・介護予防センター会議室	北九州	41名
9月21日	苅田町(小波瀬コミュニティセンター)	北九州	21名
9月27日	認知症・介護予防センター会議室	北九州	28名
10月 9日	田主丸老人福祉センター	筑 後	2 3 名
10月13日	福岡県立図書館	福岡東	21名
10月16日	若松区島郷市民センター	北九州	25名
10月17日	大木町福間構造改善センター	筑 後	26名
10月18日	認知症・介護予防センター会議室	北九州	27名
10月19日	認知症・介護予防センター会議室	北九州	3 7 名
11月 1日	北九州市立曽根東小学校	北九州	70名
11月 8日	仲津高齢者相談支援センター	筑 豊	17名
11月 9日	福岡市立別府小学校	福岡西	40名
11月13日	大木町上八院上公民館	筑 後	20名
11月14日	麻生公務員専門学校福岡校	福岡西	40名
11月18日	なみきスクエア	福岡東	13名
11月21日	麻生公務員専門学校福岡校	福岡西	40名
11月28日	麻生公務員専門学校福岡校	福岡西	40名
11月29日	九州医療スポーツ専門学校	北九州	6 9 名
12月 5日	久留米市社会福祉協議会	筑 後	41名
12月11日	篠栗町社会福祉協議会	福岡東	5 2 名
12月14日	認知症・介護予防センター会議室	北九州	18名
12月14日	KTCあおぞら高等学院小倉	北九州	3 1 名
12月14日	大木町上八院下公民館	筑 後	10名
12月15日	北九州市立門司図書館	北九州	21名
12月18日	県立筑紫中央高校(定時制)	福岡南	9 0 名
12月18日	平岡介護福祉専門学校	筑 後	41名
1月 6日	筑後市中央公民館	筑 後	10名
1月10日	筑紫野市立山口小学校	福岡南	5 0 名
1月12日	多目的交流施設 えるる	筑 後	2 3 名
1月15日	社会福祉法人桜園	筑 後	2 3 名
1月20日	久留米市社会福祉協議会		
1月20日	久留米市社会福祉協議会	筑 後	29名

1月21日	福岡県立小倉南高等学校	北九州	60名
1月24日	福岡県立福岡中央高等学校	福岡東	25名
1月30日	久留米市社会福祉協議会	筑 後	20名
2月 2日	児童養護施設 若葉荘	福岡東	8名
2月 9日	福岡市立大原小学校	福岡西	60名
2月13日	香椎台二丁目老人会	福岡東	44名
2月15日	明光学園高校	筑 後	70名
2月15日	認知症・介護予防センター会議室	北九州	14名
2月19日	大木町大莞公民館	筑 後	24名
2月20日	北九州市立高校	北九州	220名
2月21日	北九州市立到津小学校	北九州	50名

※県の他の部署で開催されたものは、その部署の報告に委ねる。

上記は、各支部による法律講座等の開催実績である。

昨年度は、当会全体での実地回数は前年度よりほぼ倍増しているが、筑豊支部での 開催がなかった。また、開催分野では、労働問題やSNS等インターネットトラブル、 開催場所では、児童養護施設と、支部事業も多様化してきている。

今年度は、全ての支部で法律講座等を開催できるよう、支部間の一層の情報共有を 図るとともに、当委員会からも有益な情報を発信していきたいと考えている。

裁判業務推進委員会

委員長 坂田亮平

当委員会は、会員の裁判業務推進を目的として、昨年度、以下の事業を行った。

1 会員の業務推進

会員の裁判業務推進を図るために、下記の通り、研究および研修会の企画・運営を 行った。

(1) 事例検討会・研修会の実施

5月30日	18:30~20:30	天神ビル	参加者63名			
多重債務研修会						
テーマ:奨学金問	引題と債務整理手続					
講 師:徳永由華	善弁護士(福岡県弁	产護士会)				
8月24日	18:30~20:30	天神ビル	参加者79名			
多重債務研修会						
テーマ:破産事件	中の基礎					
講 師:川崎寛孝	全員 会員					
12月13日	18:00~20:00	会館5階会議室	参加者26名			
テーマ:家事事件	‡事例検討会					
遺言書格	食認申立及び遺言執行	庁者選任申立等の事例検討				
講 師:裁判業務	務推進委員会 委員					
2月26日	18:00~20:00	都久志会館	参加者80名			
多重債務研修会						
テーマ:破産事件	テーマ:破産事件の運用変更について					
講 師:寺崎典喜	講師: 寺崎典喜 裁判所書記官(福岡地方裁判所第4民事部)					

(2) 国土交通省との交通事故処理に関する協定締結等に向けた協議

国土交通省九州地方整備局より管内で職員が起こした物損事故の示談交渉等を局内 (または省内)にて対応している件について、司法書士に外部委託できないかとの打診 があったため、当会と国土交通省の間で協定等の締結を含む事件の受任方法について 協議を重ねた。

(3) 支部多重債務研修会の認定

個人再生委員の選任を要しない司法書士名簿の登載要件となる多重債務研修の認定 を行った。

2 裁判所との連絡・交渉

昨年度も例年通り、個人再生委員の選任を要しない司法書士名簿を福岡地方裁判所破産 再生係に提出した。

また、福岡地裁破産手続の自然人の管財事件における換価基準(自由財産拡張の運用 基準)について、破産再生係主任書記官と協議を行った。

3 少額事件報酬補助制度の実施

経済的利益が30万円以下の事件に対する報酬補助制度を実施した。

昨年度は、一昨年度(17件)と同水準の利用件数であった。請求を受けた市民の依頼により司法書士が対応した事件も多く、市民の泣き寝入りを防止するという観点に基づく本制度の必要性は高いといえる。

事件類型としては、賃貸トラブル・パソコン保守契約の中途解約違約金請求排除事件が多い点が特徴である。また、本制度の利用促進に向けて、昨年度より訴訟事件として事件番号が付いた事件に関して、2万円の追加助成を行う制度を新設した。

No.	事件類型	申込日	支給日
1	◆損害賠償請求事件(交通)	平成30年 4月 2日	平成30年 4月24日
2	◆原状回復費用請求排除	平成30年 4月 3日	平成30年 5月 9日
3	◆原状回復費用請求排除	平成30年 4月 9日	平成30年 5月 9日
4	◆解約金請求排除	平成30年 5月23日	平成30年 6月 7日
5	敷金返還請求	平成30年 5月29日	平成30年 6月20日
6	売買代金請求	平成30年 6月11日	却下
7	売買代金請求	平成30年 6月27日	平成30年 7月13日
8	◆解約違約金請求排除	平成30年 6月29日	平成30年 7月12日
9	◆解約違約金請求排除	平成30年 6月29日	平成30年 7月12日
1 0	☆給与支払請求	平成30年 8月 8日	平成30年 8月29日
1 1	譲受債権請求排除	平成30年 8月21日	平成30年 9月 7日
1 2	◆解約金請求排除	平成30年10月29日	平成30年11月15日
1 3	◆解約金請求排除	平成30年10月29日	平成30年11月15日
1 4	◆解約金請求排除	平成30年11月 2日	平成30年12月14日
1 5	◆☆原状回復費用請求排除	平成30年11月15日	平成30年12月14日
1 6	☆賃金支払請求	平成30年12月18日	平成30年12月27日
1 7	◆解約違約金請求排除	平成31年 1月16日	平成31年 1月24日

※ ◆は請求排除事件、☆は追加助成を行った事件

4 裁判書類相談援助

昨年度より、法テラスの資力要件に該当する依頼者からの要請に応じて出張相談を 実施し、「裁判所提出書類作成業務」を受任することとなった場合に、当会が相談料を助 成する取り組みを新たに開始した。

7件の申し込みに対して、6件の支給を行ったが、利用対象となった書類作成の事件 類型としては自己破産申立・後見等申立が多かった。

5 民事法律扶助事業の推進

会員ならびに契約司法書士への情報提供および法律扶助の利用拡大の方策を検討し、 以下の事業を行った。

- (1) 特定援助対象者法律相談援助制度に関する情報提供
- (2) 司法書士向け民事法律扶助業務研修会の開催

会館 参加者18名

テーマ: ①民事法律扶助業務の総論・概要

講 師:横川祐輔 課長(法テラス福岡 第一事業課)

②援助申込みの際の留意点 講 師:柿木高紀 会員

(3) 法テラス福岡との協議会(12月21日実施)

6 関連団体とのネットワーク構築

消費生活関連団体との連携により、以下の活動を通じて裁判業務推進のための情報収集、 ネットワークの構築に努めた。

特に、平成27年度より4年連続参加となる全国消費生活相談員協会の交流会において は、消費者問題・消費者教育に取り組む多様な業種との交流ができたため、今後とも連携 強化を図りたい。

7月19日 $14:00\sim16:00$ 福岡県吉塚合同庁舎 平成29年度福岡県消費者被害防止地域ネットワーク会議 出席者:坂田亮平 会員 11月17日 │ 13:30~15:30 │ ウェルとばた7F研修室 参加者41名 北九州市消費生活センター合同勉強会 テーマ:賃貸借トラブルの事例検討会 講 師:安河内肇 会員、坂田亮平 会員、前田美穂 会員、 工藤陽二 会員、小野彩加 会員 1月26日 | 13:00~17:00 | 電気ビル共創館 公益社団法人全国消費生活相談員協会 九州支部交流会

出席者:坂田亮平 会員、手嶋竜一 会員

中小企業支援委員会

委員長 前 田 啓 至

1 昨年度事業目標

最新の法改正や時勢に合った企業法務の研究を行い、司法書士による企業法務、登記 手続きだけではない中小企業支援をPRすることで、対外的には司法書士による企業法務 への関心を、会員に対しては企業法務への関与を高めることを目的として活動した。

2 活動内容

(1) 中小企業関連諸団体・機関との連携・関係作り

ア 株式会社アイ・ビー・ビー

平成30年9月5日、創業支援、IPO支援を行っている株式会社アイ・ビー・ ビー主催の全体交流会「ib be united party2018」に参加した。また、福岡市の特定 認定支援事業の認定セミナーである『なでしこ塾』への講師派遣も行っている。

イ 福岡市スタートアップカフェ

平成30年10月26日、福岡市の創業支援拠点であるスタートアップカフェの 4周年記念行事である感謝の会に参加した。スタートアップカフェだけでなく、創業 支援を行う他士業とも交流し、連携強化を行った。

ウ 弁護士会 中小企業法律支援センター

平成31年1月18日、弁護士会館において、勉強会と懇親会を行った。当委員会の活動内容について報告した後、上記センターの活動を報告いただき、今後、創業支援だけでなく中小企業への法的支援における連携について協議を行った。

(2) セミナー等講師

前年度から引き続きセミナー講師派遣の企画を実施したところ、福岡市の特定創業 支援事業の認定セミナー等の講師依頼があった。

文版事来 ⁷ 0 m 在 L 、						
7月 5日	18:30~21:30	主催:株式会社 アイ・ビー・ビー	受講者21名			
セミナー: ibb	なでしこ塾第15	弾基礎から学ぶ【経営】スクー	・ル			
講師:小牟田	毅 会員(相談員	: 川野秀美 会員)				
7月19日	18:30~21:00	主催:株式会社 アイ・ビー・ビー	受講者20名			
セミナー: ibb	なでしこ塾第15	弾基礎から学ぶ【経営】スクー	・ル			
講師:小牟田	毅 会員(相談員	川野秀美 会員)				
9月19日	10:30~12:00	福岡大学	参加者60名			
セミナー:創業体験プログラム(会社設立)						
講 師:小牟田	毅 会員(相談員	前田啓至 会員)				

セミナー: i b b なでしこ塾第16弾基礎から学ぶ【経営】スクール

講師:小牟田毅 会員、大城明恵 会員

11月27日 18:30~21:00 主催:株式会社 アイ・ビー・ビー 受講者20名

セミナー: i b b なでしこ塾第16弾基礎から学ぶ【経営】スクール

講師:小牟田毅 会員

(3) スタートアップカフェ個別相談DAY

平成26年度秋から、福岡市の創業支援拠点として設置された「スタートアップカフェ」において、毎週木曜日18時~20時に開催される専門家相談に相談員を派遣した。日本政策金融公庫や弁護士、税理士、行政書士といった他士業も相談にあたっており、起業を目指す方に司法書士を知ってもらうための意義のある活動であったと考える。

平成30年4月に第3期登録相談員を募集し、21名の応募があった。同年10月 以降は新しい相談員のシフトとなっている。

平成30年4月~平成31年3月まで計45回(38名派遣)

相談件数 計25件

3 今後について

当委員会は、所定の活動目的に従い鋭意活動を行ってきたが、日本政策金融公庫、商工会議所等の機関との連携に関しては、有効な活動方策を見いだせなかった。

また、会員向けの活動に関しても、司法書士の商業登記申請への関心・関与の向上にどれ程貢献できたかは疑問が残り、反省点となった。

しかし、スタートアップカフェの個別相談員やセミナーへの講師派遣を通じて、司法 書士全体の知名度アップには少なからず貢献した自負はある。

これらの活動による会員の受託事件数の増加等、詳細な分析は今後の課題であるものの、その活動の継続は会全体としてこれからも必要と考えている。

空家等対策委員会

委員長 上村一朗

当委員会では、対外的活動として、『空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「空き家特措法」という。)』に基づく空き家対策事業において、一昨年度に引き続き、福岡県および各市町村と連携して以下の活動を行った。また、対内的には、空き家対策事業に対応する体制を強化するため、相談員名簿の登載要件となる研修会への講師派遣を行った。

1 行政と協働した空き家対策

(1)協議会への参加

ア 福岡県空家等対策連絡協議会

平成27年度から継続している、福岡県空家対策連絡協議会および同協議会適正管理部会に参加した。昨年度は、市町村担当者のための『所有者不明・相続人不存在の空き家の解消促進と発生抑制』および『空き家の所有者情報の活用』に関与した。特に後者においては、当委員会と連携する相続財産管理制度推進室から1名参加

特に後者においては、当委員会と連携する相続財産管理制度推進室から1名参加 していただき、対応にあたった。

イ 市町村空家等対策連絡協議会

空き家特措法に基づく各市町村の空家等対策協議会では、その構成員として現在、12の市町村の協議会に会員が参加している。各協議会への参加の仕方はそれぞれで異なるため、当委員会で情報を集め、協議会参加者のメーリングリストを設置して、バックアップ体制を敷いている。協議会への参加を通じて、地域の実情に応じた空き家対策に取り組んでいきたい。

(2) 相談事業

ア 平成28年度から実施している福岡県空き家専門相談事業として、各市町村の空き家担当者や地域住民からの相談に対して、専門家を派遣する空き家専門相談事業があり、当会も参加した。本事業では、市民からの相談、市町村の空き家担当者からの相談、各地区県土整備事務所における各市町村担当者との意見交換会、地域住民に対する出前講座など、多様な派遣形態で空き家に関する相談や啓発活動を行った。県下各所からの派遣要請であったが、多くの会員に相談員登録をしていただいたおかげで対応することができた。現状は、地域住民からの相談よりも、市町村の空き家担当者からの相続、後見、財産管理等法的問題の相談を受けることが多かった。

	6月22日 14:00~16:00		福津市役所
内	容:専門家	相談	
講	師:梅原健	会員	
	6月23日	13:30~15:00	桂川町住民センター
内	容:空家対	策セミナー	
講	師:上村一	·朗 会員	

		A - A (A) [1] [2]
	14:00~15:00	柳川総合庁舎
内 容:地区意		
参加者:竹本安		I
	10:00~11:00	田川市役所
内 容:専門家		
参加者:轟木昭	弘 会員	
7月12日	10:00~11:00	八女市役所
内 容:地区意	見交換会	
参加者:小原俊	治会員、澤和宏	会員
7月12日	14:00~15:00	朝倉県土整備事務所
内 容:地区意		
参加者:林啓介		I
7月19日	14:00~15:00	久留米県土整備事務所
内 容:地区意		
参加者:森部修	道 会員、早木信	行 会員
7月27日	14:00~15:00	飯塚総合庁舎
内 容:地区意	見交換会	
参加者:小原俊	治 会員、山本良-	子 会員
8月 3日	14:00~15:00	那珂県土事務所
内 容:地区意	見交換会	
参加者:梅原健	会員、花田亨 :	会員
8月 9日	14:00~15:00	田川市役所
内 容:専門家	相談	
参加者:山﨑史	己 会員	
8月 9日	14:00~15:00	北九州県土事務所
内 容:地区意	見交換会	
参加者:上村一	朗 会員、梯輝元	会員
8月20日	10:00~12:00	久留米市役所
内 容:専門家	相談	
参加者:森部修	道 会員	
8月24日	14:00~15:00	豊前総合庁舎
内 容:地区意	見交換会	
参加者:小笠原	洋子 会員、山本.	良子 会員
8月24日	14:00~15:30	遠賀町中央公民館内
内 容:空家セ	ミナー講師	
参加者:上村一	朗会員	
8月31日	10:00~11:00	田川県土事務所
内 容:地区意	見交換会	
参加者:林啓介	会員、大城明恵	会員
9月 7日	14:00~15:00	直方総合庁舎
内 容:地区意		
参加者:小原俊	治会員、眞田和	英一会員
9月28日	10:00~11:00	粕屋総合庁舎
内 容:地区意		
参 加 者:小原俊	治 会員、原田憲	会員

10月 2日	10:00~11:00	田川市役所
内 容:専門家	相談	
参加者:於保悠	二郎 会員	
10月28日	11:00~12:00	ふれあい公民館
内 容:空家セ	ミナー講師	
参加者:梅原健	会員	
12月 2日	10:00~14:00	鞍手町くらじの郷多目的ホール
内 容:専門家	相談	
参加者:林啓介	: 会員	
12月 9日	13:30~15:30	岡垣町東部公民館
内 容:空家セ	ミナー講師	
参加者:上村一	·朗 会員	
1月19日	10:00~12:00	小郡市役所
内 容:専門家	相談	
参加者:奈良田	優子 会員、陣内を	秀昭 会員
1月31日	13:30~16:00	岡垣町東部公民館
内 容:空家セ	ミナー講師	
参加者:林啓介	: 会員	
2月17日	13:00~14:30	勝浦公民館
内 容:空家セ	ミナー講師	
参加者:平原嘉	章 会員	
2月23日	13:00~14:30	津屋崎千軒なごみ
内 容:空家セ	ミナー講師	
参加者:小坂健	太郎 会員	
2月23日	13:30~16:00	嘉麻市なつき文化ホール
内 容:空家セ	ミナー講師、専門領	家相談
	優子 会員、轟木田	
2月24日	13:00~14:30	宮司コミュニティーセンター
内 容:空家セ		
参加者:原口敏		
	13:30~16:00	遠賀町役場
内 容:専門家	,	
	会員、栗田真志	会員、平原嘉章 会員
3月 7日	10:00~12:00	久留米市役所
内 容:空家セ		
参加者:手嶋竜	一会員	

2 活動内容

(1) 相談体制の構築・強化

空き家や相続未登記の問題に関しては、国も様々な法改正や制度構築を行い、その環境は日々変化しており、常にその相談に対応できるように、平成28年度に整備した相談員名簿について更新制を採用することにした。名簿更新の要件として、下記のとおり研修会を開催した。今後も県や各支部において研修会を開催していく。

 6月21日
 18:30~20:30
 アクア博多 会議室A
 受講者79名

セミナー:空き家問題に対する司法書士の取り組み

講師:上村一朗会員

8月 1日 | 18:00~20:00 | ムーブ5階セミナールーム | 受講者71名

セミナー:空き家問題に対する司法書士の取り組み

講師:梅原健 会員

1月21日 | 18:30~20:30 | 久留米商工会議所大ホール | 受講者55名

セミナー:空き家問題研修会、公証人法施行規則改正について

講 師:森部修道 会員

3月19日 18:00~20:00 立岩交流センター 受講者11名

セミナー:空家の現状と対策について

講 師:小原俊治 会員

(2) 電話相談

昨年度も常設の電話相談窓口を設け、市民や行政からの相談に対応した。昨年度の相談件数は20件であった。行政とのつながりが強化され、各市町村のパンフレットに掲載されたりテレビ放送されたりと、今後も相談件数の増加が見込まれるため、相談員名簿登録会員に振り分けるなどの体制強化を図りたい。

(3) 行政との連携

前年度に引き続き、福岡県空家等対策連絡協議会に参加し、県や市町村の空家等対策 事業に積極的に関与することで、さらなる関係強化を図った。また、行政だけでなく 法務局や福岡県土地家屋調査士会など他の専門団体と協同して取り組むことで、より 効果的な空き家対策を検討する。

当委員会では、平成28年度に引き続き、以下のとおり福岡県や市町村との連携を 行った。

ア 平成30年度福岡県空家等対策連絡協議会への参加

イ 北九州市 空き家対策の推進に関する協定の締結

ウ 鞍手町 空家等対策に関する連携協定の締結

(4)組織体制の整備

ア 地区委員の配置

当委員会は、市町村と協議する機会が多く、それらに迅速に対応できるように、 県下の広範囲に委員を配置しておく必要がある。そのため、平成28年度から引き 続き、筑豊・京築および筑後の3地区に委員を配置した。

具体的な活動は、筑後と筑豊の地区だけであったが、今後、さらに需要は高まると考えられるため、引き続き各地区での対応強化に努めたい。

イ 各市町村の空家等対策協議会参加会員サポート

空家特措法に基づき空家等対策協議会(またはそれに準ずる会議)を設置している 市町村も少なくなく、各協議会には県・支部からの推薦や個別の要請など、様々な ルートで会員が参加している。それらの会員をサポートするためのメーリングリスト を立ち上げているが、会員から要請がなかったため、目立った活動を行うことは できなかった。

3 総括

昨年度もここ数年と同様、福岡県や市町村からの要請に対応することが活動の大半を 占める結果となり、当会独自の空き家対策に発展させることはできなかった。空き家 や相続未登記の問題に関しては、地域住民はもちろんだが、それ以上に国の対応が活発 であり、それに随伴して福岡県や市町村の対応も盛んになっている。

行政から多くの要請が寄せられる一方で、この問題の根深さには現行制度での根本的な解決が難しいことを感じずにはいられないが、国や行政の対策と協同して問題に取り組んでいくことが最も効果的であるため、今年度以降も行政との協働と並行して、司法書士として民間レベルの対策を検討していくスタンスで活動を継続していく。

特別事業対策部

部会長 大部 孝

新規事業の立ち上げ、緊急対応、組織を横断して検討すべき事項に対応するために設置された当対策部では、昨年度以下の事業を行った。

相続財産管理制度推進室

室長 梅原 健

当推進室は、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「空家特措法」という。)に基づき、市町村の略式代執行により除却された空き家の跡地の管理・処分のための相続財産管理人制度の利用促進および事件処理の円滑化を目的として設置された。昨年度の活動内容は以下のとおりである。

1 研修会の実施

相続財産管理人候補者名簿の登載・更新要件となる研修会を以下のとおり開催した。

2月8日	18:30~20:30	天神ビル	受講者83名		
研 修 会:相続財産管理人に関する研修会					
講 師:森亜由	美 会員、坂田亮	平 会員			

2 市町村の相談対応および相続財産管理人候補者の推薦

福岡県との『相続財産管理制度の活用による空き家対策の促進に関する協定』に基づき 市町村から要請があった際は相談に応じ、また、相続財産管理人制度の利用が見込める 事案に対して、相続財産管理人選任申立を行うよう促した。

市町村が相続財産管理人選任申立を行うにあたって、上記の協定に基づき相続財産 管理人候補者の推薦依頼があったときは、空き家跡地の所在地を基に相続財産管理人 候補者名簿より候補者を選定し、推薦を行った。

なお、推薦した会員に対しては、それまで受けた当該事案の相談経過の引継ぎおよび その後の業務のバックアップを行っている。

3 総括

昨年度は、福岡県との協定の初年度であったため、相続財産管理人候補者の推薦事案が多いとはいえない状況であった。しかしながら、市町村担当者から個別の相談が寄せられていることからも、本制度の利用に対するニーズを感じている。

また、昨年には『所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法』が施行され、

ますます市町村による相続財産管理人選任申立案件の増加が見込まれる情勢にある。 当推進室としては、引き続き会員に対する研修の実施、相続財産管理人候補者として 推薦した会員のその後の業務のバックアップを行っていく必要があると考えている。

オンライン申請・法定相続情報証明制度推進室

室長 仰木伸介

1 昨年度の事業目標

- ・オンライン申請率向上の具体的対策および施行予定の「オンライン申請資格者 代理人方式」導入の際の対策準備
- 相続登記および法定相続情報証明の利用促進対策

2 活動内容

(1) オンライン申請

オンライン申請率に関して、一定の上昇が見受けられるが、引き続き継続的 に申請率向上へ向けての執務支援および啓発を行うため、対内用ホームページへ 「オンライン申請・法定相続情報証明」のページを新たに設置した。平成17年 不動産登記法改正以降のオンライン申請に関する運用・通達等の資料集を整理し、 検索等の利便性を重視した掲載をすることにより、会員の執務支援を行った。

(2) オンライン申請資格者代理人方式

資格者代理人方式については、施行へ向けて日本司法書士会連合会と法務省に よる全国単位会への問題点等の意見聴取が行われることとなったため、総合研究所 不動産登記研究会と連携して、聴取事項である検討すべき論点について、具体的 検討および意見等の取りまとめ作業を行った。

主な論点は、以下のとおりである。

- ・審査精度の維持の必要性の可否・刑罰規定の必要性の可否
- ・原本照会制度の必要性の可否
- 原本保管問題の在り方

(3) 法定相続情報証明制度

オンライン申請同様に、対内用ホームページへ「オンライン申請・法定相続情報 証明」のページを新たに設置した。施行導入以降の運用・通達等の資料集を整理 した上で、利用検索しやすい形で掲載し、会員の執務支援を行った。

あわせて、業務研修会の講師派遣依頼への対応も行った。

総合研究所

所長 中村優子

総合研究所は、司法書士の職能に関する諸制度ならびに法令について、その調査研究を恒常的に行い、会務執行の意思決定に資するとともに、司法書士の法律実務家としての資質の向上を図ることを目的として設置されている。

昨年度は、不動産登記、相続法改正、司法書士法、憲法の4つの研究会を設置した。 会長諮問による研究会の報告は、以下のとおりである。

不動産登記研究会

主任研究員 村田 圭亮

今年度導入予定である「資格者代理人方式」に関して、各研究員が情報収集、問題点の抽出および検討を行い、会員へのフィードバックとして会報へ寄稿した。業務および執務姿勢の変化が想定される本制度については、今後も十分な研究が必要なため、今後も動向を注視すると共に、実務対応へ向けた準備を進めていく予定である。

資格者代理人方式は、政府方針に基づくものであり、かつ司法書士の職責と実績を踏まえ 制定される制度である。このことから、我々は、本制度制定における司法書士への信頼と 期待を踏まえ、本方式を積極的かつ適正に行っていくため、研究を通して導入の際の課題 等を把握し、会員への情報共有を図っていく。

その他、九州ブロック新人研修会のカリキュラムの中で、不動産登記に関する講義(取引立会一受託から完了まで・不動産登記の常識を中心に・相続登記手続き)へ講師3名を派遣した。

相続法改正研究会

主任研究員 佐藤直幸

平成30年7月6日、第196回通常国会において「民法および家事事件手続法の一部を改正する法律案」、いわゆる相続法についての改正法が可決成立した。そこで、相続法の中でも司法書士業務への影響が大きいと思われる分野について調査、研究を行った。

福岡東支部から債権法および相続法の改正に関して、不動産登記実務からの観点での研修について講師派遣の依頼があった。また、筑豊支部から相続法改正に関する研修について講師派遣の依頼があった。

平成30年11月10日に筑豊支部へ佐藤直幸研究員を、平成30年11月22日に福岡東支部へ福永修研究員と岩下透研究員を、それぞれ講師として派遣した。

司法書士法研究会

主任研究員 山下 祐一

当研究会は、将来における司法書士法改正を見据えながら、司法書士法および関連法令に関する分析、検討、意見の提言等を活動内容としている。

今年度は、主にオンライン登記申請の資格者代理人方式、不当誘致禁止規定等における 業法および倫理上の諸問題について研究会を実施したほか、九州ブロック司法書士会協議会 研修会(平成30年9月8日)および当会筑後支部業務研修会(平成31年3月20日) に講師を派遣した。

今後も、引き続き司法書士法改正に関する情報収集と研究を行っていく予定である。

憲法研究会

主任研究員 中嶋安雄

日本国憲法第24条第2項は、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに 婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等 に立脚して、制定されなければならない。」と定めている。

私たち司法書士は、相続手続き業務において、戸籍による相続人調査の正確性・利便性を実感しており、「いわゆる世界に冠たる戸籍制度」に誇りさえ持つかもしれないが、個人の尊厳と両性の本質的平等という憲法価値に合致するかどうかを知ることが、法律家司法書士にとって極めて重要である。

そこで、当研究会は、前記憲法理念を視座として、民法の親族編、相続編および戸籍法 (制度)を洗い直すことにした。日本独特の戸籍制度と諸外国の身分証書制度とを比較研究 しながら、その長所短所を明確化する作業を行ってきた。

新人研修委員会

委員長 萩 久 範

1 はじめに

当委員会は、日司連の新人研修規則で定義されている登録前の新人および登録して間もない新入会員を対象とし、今後の司法書士制度を担う司法書士を育成すべく効果的な研修制度を確立する目的をもって設置されている委員会である。

2 昨年度の事業

≪登録「前」新人研修≫

配属研修については、昨年と同様に2クール制を保ち、平成31年3月5日から4月26日まで行った。日頃の業務で多忙を極める中、指導に当たってくださる講師の新人育成への熱意、情熱がなければ成り立たない研修制度である。年度末、また年度初とご多忙の中、配属講師を引き受けていただき、ご指導いただいた講師にはこの場を借りて厚く御礼申し上げる。

また、配属研修前に開催した集合研修においては、県会でも各分野に精通している会員にリレートーク方式で「司法書士としての可能性」を新人に伝えることに重きを置いた研修を行うとともに、社会経験の少ない新人も多いことから、ビジネスマナー研修を半日日程実施した。リレートークでは初期段階の業務として「相談業務」の重要性・必要性を理解してもらうため、「リーガルカウンセリング」を研修テーマとして取り上げ、「法教育」や「家事事件」、そして当会の重点事業でもある「相続登記」についても研修テーマとして取り上げた。

≪登録「後」新人研修≫

登録後新人研修規程および実施要綱に基づき、平成26年度より本格的に運用を開始した。集合研修については、新入会員自身が所属する司法書士会の存在意義や総会の開催趣旨等を理解し関心を高めることができるよう、「司法書士の組織に関する研修」において、各部会・委員会の事務、活動内容および定時総会の運営について説明を行った。また、司法書士制度に関する理解を深め、司法書士の担う職責を認識し、実務に直結する倫理観を養うことを目的に、「司法書士の報酬の歴史」、「司法書士の倫理の研修」を開催した。

実地型研修においては、各支部の部会・委員会へ総会翌日より下記表のとおり、新入 会員を配属し、配属研修を行った。殆どの研修生が、部会・委員会へ積極的に参加し、 会務を学びながら、先輩司法書士との交流を深めることができたと考えている。支部には この場を借りて厚く御礼申し上げる。

平成30年度実地型研修生(免除者を除く)の受け入れ人数

	福岡東	福岡西	福岡南	筑後	北九州	筑豊
配属人数	11名	2名	8名	5名	9名	3名

平成29年度の実地型研修生(免除者を除く)の会務定着人数

	福岡東	福岡西	福岡南	筑後	北九州	筑豊
定着人数	2名	2名	1名	0名	3名	2名

(各支部および県会の部・委員会ならびに成年後見センター・リーガルサポート福岡支部部員を含む)

高齢者・障がい者権利擁護委員会

委員長 江 島 一 栄

当委員会は、行政・地域包括支援センター・障がい者に関する相談支援センター(以下、「支援センター等」という。)、その他関係諸機関と連携協働し、ネットワークの構築や様々な形での支援を通じて高齢者・障がい者の権利擁護を図ると共に、当会および司法書士制度の周知を目指している。以下、昨年度の事業を報告する。

1 窓口委員の活動について

毎年継続して行っている窓口委員活動であるが、昨年度の活動報告件数は135件であった。行政区によって多少のばらつきはあるものの、窓口委員への相談は一定数あり、活動は徐々に定着しつつあると思われる。また、各種会議への参加、委員就任の依頼も増えてきており、司法書士という存在や窓口委員活動の認知度は上がってきたと考えている。

- 2 「成年後見 こんなときQ&A」の改訂について
 - 昨年度、改訂作業を行ったが、他の事業を優先して行ったこともあり、完成には至らなかった。現在も作業は進めており、今年度の完成を見込んでいる。
- 3 高齢者・障がい者のための成年後見相談会の支援について

例年行っている窓口委員による標記相談会の広報を昨年度も行った。地域包括支援 センターをはじめとする高齢者、障がい者と直接接する窓口に相談会等のチラシを配布 することで、相談会の広報となると同時に司法書士を身近に感じていただくことにも 寄与していると考えている。

4 窓口委員向け手引きおよび窓口委員活動を紹介するリーフレットの作成について 窓口委員も随時交代しており、適切にその制度趣旨、活動内容を伝えていく必要がある ため、そのツールとして「窓口委員の手引き~窓口委員の役割と心構えについて~」を 作成し、窓口委員に対し配布した。

また、これまで窓口委員名簿や口頭での説明で窓口委員活動の広報を行ってきたが、より分かりやすく説明するものとして窓口委員活動を紹介するリーフレットを作成した。同リーフレットは高齢者・障がい者のための成年後見相談会の広報資料と共に配布しているが、形として残るものを提供することで地域包括支援センターでも窓口委員に対する認知が高まり、また市民に説明しやすくなったと考えている。

5 窓口委員向け説明会の開催について

成年後見制度利用促進計画が各地域で進み始め、司法書士がなんらかの関わりを求められる場面が増えることが予想される。その際は地域で活動する窓口委員が対象となる可能性が高くなることが考えられるため、平成30年11月30日に成年後見利用促進室と共催で窓口委員に対する説明会を開催し、あわせて窓口委員活動についても改めて説明を行った。

司法福祉推進委員会

委員長 稲 毛 翔 平

1 自殺未遂者・念慮者への支援事業

自殺未遂者・念慮者への支援事業については、病院、行政機関、支援団体と連携の上、 下記の通り相談員派遣を実施し、一定の成果をあげることができた。

【常設相談会】

日付	相談会名	形式	登録相談員	相談件数
通年	ベッドサイド法律相談	派遣	27名	13件

【相談会】

日付	相談会名	形式	相談員	相談件数
8月29日	ハローワークにおける生活・ 法律・こころの相談会 (主催:久留米市保健所)	面談	1名	面談:2件
9月 6日	くらしとこころの総合相談会 (主催:北九州市精神保健福祉センター)	面談	1名	面談:5件
9月26日	自殺予防のためのこころと法律 の相談会 (主催:福岡市)	電話	2名	電話:0件
10月17日	ハローワークにおける生活・ 法律・こころの相談会 (主催:久留米市保健所)	面談	1名	面談:4件
12月12日	くらしとこころの総合相談会 (主催:北九州市精神保健福祉センター)	面談	1名	面談:5件
1月17日	ハローワークにおける生活・ 法律・こころの相談会 (主催:久留米市保健所)	面談	1名	面談:5件
3月13日	ハローワークにおける生活・ 法律・こころの相談会 (主催:久留米市保健所)	面談	1名	面談:2件
3月19日	くらしとこころの総合相談会 (主催:北九州市精神保健福祉センター)	面談	1名	面談:6件
3月20日	自殺予防のためのこころと法律 の相談会 (主催:福岡市)	電話	2名	電話:1件

2 生活困窮者等への支援活動

12月にホームレス、ニアホームレスを対象とした炊き出しおよび面談相談会を行うとともに、生活保護に関する電話相談会を実施した。これに先立ち、生活保護に関する研修会も開催した。当日は多くの会員に参加いただくとともに、衣類、寄付金等のご支援もいただいた。この場を借りて感謝申し上げる。

生活困窮者自立支援法に関連し福津市に家計相談員を派遣する事業を昨年度も行った。 また、生活困窮者自立支援研究交流大会にも委員を派遣し、情報収集や支援者との交流 を図った。

このほか、会員による生活保護同行支援について、「経済的困窮者の救済支援事業」 を実施し、15件の助成を行った。

【常設相談会】

日付	相談会名	形式	登録相談員	相談件数
通年	福津市家計相談	面談	2名	面談:44件

【相談会】

日付	相談会名	形式	相談員	相談件数	
12月15日	年末 生活・困りごと 相談会	面談 電話	19名	面談: 1 電話: 7	L 件 7 件

【研修会】

11月26日	福岡県司法書士会館	受講者	7名		
生活保護·生活保	護に関する研修会				
テーマ:生活保護	テーマ:生活保護の基礎知識、平成30年度法改正の内容				
講師:稲毛翔平 会員					
2月16日	天神ビル	受講者	1 3 名		

生活困窮者支援に向けた学習会

テーマ:精神障害者に対しての支援、困窮者に対しての行政支援制度

講 師:田吹暢浩 講師(社会福祉法人 仁風会)

木藤孝祐 講師 (西区保健福祉センター)

濱田なぎさ 会員

【外部研修会参加】

11月10日、11日	熊本県立劇場	₹ hn ≭	1 57	
11月10日、11日	コンサートホール	参加者	1名	

生活困窮者自立支援研究交流大会

講演、分科会参加

参加者:仲村一真 会員

3 更生保護施設入所者への支援

湧金寮で開催する定期法律相談会および「司法書士による更生サポートダイヤル」事業 を行った。

【相談会】

日付	相談会名	形式	登録相談員	相談件数
奇数月	更生保護施設での法律相談会	面談	8名	7件
通年	司法書士による更生サポート ダイヤル	電話	15名	0件

4 DV問題に対する支援

DV問題に対する取り組みとして、研修会を開催した。

【研修会】

3月11日 福岡県司法書士会館 受講者 14名

DVに関する研修会

テーマ:実践 DV被害者支援

講師:中村知英講師(北九州市こども総合センター)

ADRセンター運営委員会

委員長 髙 倉 三穂子

1 ADRセンター稼働状況

広報活動を積極的に行った結果、昨年度は、申込相談15件、調停依頼10件があった。 一昨年度から継続して取り扱っている事案もあわせて、調停を4件開催し、2件合意に 至っている。

事案の内容としては、相隣関係やご近所トラブル、親族間の問題など多岐にわたっている。当センターは、弁護士の助言を受けて運営しているため、140万円を超える事案や家事事件も多く寄せられている。裁判まではしたくないが問題を解決したい、相手方と話し合いたいが自分たちではうまく進まない、といった市民のニーズの受け皿になっている。

1事案につき最低でも調停管理者1名と手続実施者1名が必要となる。昨年度、新たに1名の名簿登載があり、現在24名の名簿登載者で事案に当たっている。しかし、当センターの調停は原則平日に会館で行っているものの、当事者の希望によっては、土日や夜間に調停を開催したり、紛争発生地で調停を開催したりするなど、手続実施者には難しい対応をお願いするケースも多い。より多くの会員に手続実施者名簿に登載いただき、ご協力いただきたい。

ADRの事案が増えることは、司法書士が紛争解決の一つのメニューを提示できたということであり、当事者の自主的な解決を支援できたということだと考える。市民にとっても司法書士にとっても、ADRは可能性のある分野だと感じている。

【ADRセンター稼働状況】

	事		調停依頼								
			あり								
	案			調停	開催			な	手続		
	件	あ	り ※	()は弁護士	助言	な	し	1	中		
事業年度	数	合 意	見込み な し	申込人 取下げ	相手方離 脱	申込人 取下げ	相手方 不応諾		,		
試行開設 ~ 平成 21 年度	9	2 (1)	1 (0)	0	0	0	3	3	0		
平成 22 年度	11	0	1 (0)	0	0	0	5	5	0		
平成 23 年度	6	0	0	0	0	0	1	5	0		
平成 24 年度	11	0	0	0	1 (0)	3	0	7	0		

平成 25 年度	12	0	1 (1)	0	0	3	0	8	0
平成 26 年度	2	0	0	0	0	0	0	2	0
平成 27 年度	17	2 (0)	1 (1)	0	0	4	2	8	0
平成 28 年度	39	9 (7)	0	3 (3)	2 (2)	2	11	12	0
平成 29 年度	35	8 (4)	0	2 (2)	1 (0)	1	7	16	0
平成 30 年度	20	1 (0)	0	0	0	5	4	6	4
総計	162	22	4	5	4	17	33	73	4

2 利用促進のための広報活動

昨年度は、「不動産のトラブル」を重点テーマとして、ADRセンターのリーフレットおよび事案別のチラシ(アパート・マンションのトラブル、相続・人間関係のトラブル)を消費生活センターや市役所などに運営委員が足を運んで、実際の相談に応じている方にADRの説明をしたうえで配布を行った。どのような相談の際に当センターを紹介したらよいのか、具体的なイメージを持ってもらうことで、相談機関からの紹介による問い合わせや申し込みが増えるように尽力した。

同様に、会員からも紹介が増えるように、対内用ホームページの掲示板や会報への投稿を継続して行った。その結果として、この4年間で会員から紹介された事案は111件中26件あり、会員のADRへの理解が広がったように感じている。今後も、会員が紛争解決手段の一つとしてADRを認識できるよう、理解を深める努力を続けたい。

3 空家等対策委員会との連携

近年増加している空き家問題について、市役所等の空き家問題の担当者に対し、遺産分割協議や近隣トラブル等でADRセンターが利用できることを冊子にして提示することになった。事案によってはADRの利用が可能であることを、空家問題等対策委員会と連携して周知を図った。まだ相談は寄せられていないが、今後も作成した冊子をもとに講師派遣や広報活動を行っていきたいと考えている。

4 利用料無料化の取組みについて

利用料を無料化して以降、利用件数が増加した。対外的な広報によりADRが少しずつ認知されてきたこと、対内広報により会員からの持込案件が増えはじめたことなどの要因があると思われるが、とりわけ無料としたことが利用しやすさにつながっていると感じている。ハードルが低くなったことで、申込人側では「試しに聞いてみよう」「とりあえず使ってみよう」という意識がはたらき、問い合わせ件数、申込件数の増加となっていると考える。また、期日に出席する費用を無料としたことで、相手方にとっても調停に応じることへの抵抗が少なくなったと思われ、調停実施に至る割合も増加傾向にある。これらは、当センター利用者のアンケートからも伺える。

恒久的な無料化がふさわしいとは判断していないし、法律専門家が提供する紛争解決

機関の利用には相応の費用を負担いただくという考えをベースとすべきであるとは考えているが、昨年度法務省より弁護士助言に関する規程の改定を要請され、検討結果によっては利用料の再改訂の必要もあることから、平成31年3月31日で終了予定だった無料期間を再度2年間延長することとなった。法務省の要請への対応と共に、利用料についても、これまでの実績数や利用者アンケートをもとに、今年度十分に検討を重ねたい。

5 ADR関連研修会の開催

事案数が増加したことから、手続実施者の能力担保を目的とした研修会を多く開催した。また、実際に当センターにて調停を開催した事案について、受講者と共に考え学ぶADR事例検討会を開催するとともに、これまで寄せられた事案を紹介する事例報告会も開催した。

ADR基礎研修会については、例年同様、九州ブロック司法書士会協議会との共催により2日間にわたって開催した。ADR調停管理者研修会についても共催することができたので、例年以上に九州管内におけるADR普及に努めることができた。

【平成30年度ADR関連研修会】

日時	研 修 会	講師	受講者数
平成30年 6月15日 18:30~20:30	平成30年度ADR入門編研修 於:会館 4階会議室	原田 大輔 会員 芳司 英樹 会員 小山貴美代 会員 山下 由貴 会員	11名
平成30年 8月 3日 18:30~20:30	平成30年度ADR事例報告会於:会館 5階会議室A	高倉三穂子 会員 小山貴美代 会員	8名
平成30年 9月29日 10:00~17:00 平成30年 9月30日 10:00~17:00	平成30年度ADR基礎研修会 於:天神チクモクビル	細川 眞二 会員 吉本 和子 会員 藤井 昭裕 会員 内川 龍 会員 早崎 里枝 会員	21名 /29日 18名 /30日
平成30年11月 2日 18:30~20:30	ADR実技研修会(福岡会場) 於:会館 5階会議室A	藤井 昭裕 会員	7名
平成30年11月 7日 18:30~20:30	ADR実技研修会(北九州会場) 於:北九州支部事務局 会議室	細川 眞二 会員	8名
平成31年 2月 2日 13:00~17:00	平成30年度ADR管理者研修会 於:天神クリスタルビル	日髙 千博 会員 (鹿児島県会) 上野 牧門 会員 (鹿児島県会)	15名

【平成30年度 部会一覧表】

部会	部長	担当理事	担当理事	副会長	副会長サブ	専務理事				部	員		
総務部	浜田 啓史	髙木 浩		李 漢彦	中村 優子	吉田 善礼	品川 直樹	土井 経世	小牟田 毅				
経理部	猪之鼻久美子	小山 貴美代		松本 篤	李 漢彦		福永 龍三						
企画部	安河内 肇	木津 圭太郎	海老 雅弘	李 漢彦	中村 優子		小原 俊治	小野 あゆみ	宗 守浩				
広報部	柿木 高紀	髙瀬 忠通		松本 篤	李 漢彦		岡 英治	神田 哲郎	明石 智典	猿渡 健太郎	中村 隆治	藤井 敦生	
研修部	丸尾 公彦	佐々木 英		吉松 勝義	松本 篤		中村 隆治	西村 直樹	宮脇 秀代	堺 敦生			
社会事業部	芳司 英樹	加藤 丈雄		中村 優子	吉松 勝義		江島 一栄	有吉 哲也	池端 修一郎				

【平成30年度 委員会一覧表】

所属部会	委員会	根拠	設置の目的	担当役員	委員長 主任研究員	副委員長	1					
	注意勧告小理事会A	人则然100名(冷充铁片)军田相和然0名			吉松 勝義	木津 圭太郎	丸尾 公彦	佐々木 英	加藤 丈雄			
	注意勧告小理事会B	会則第103条/注意勧告運用規程第3条			中村 優子	柿木 高紀	髙木 浩	小山 貴美代	海老 雅弘			
	懲戒意見検討小理事会A				大部 孝	吉松 勝義	木津 圭太郎	丸尾 公彦	佐々木 英	加藤 丈雄		
	懲戒意見検討小理事会B	会則106条の2第5項/懲戒に関する意見検討規則第2条			大部 孝	中村 優子	柿木 高紀	髙木 浩	小山 貴美代	海老 雅弘		
	選挙管理委員会	会則第28条/選挙規程第7条		浜田 啓史	本田 昇			田中 志野	竹川 晋史	小野 彩加		
						石川 智宏						
	(m/c-m+	A Pries F		~							宮脇 秀代	
総務部	綱紀調査委員会	会則第48条		浜田 啓史	□金丸 武士 ■						平石 健太郎	
		A Table 16				野中 哲郎				本多 寿之	五反田 猛	宮地 哲也
	事故処理委員会	会則第78条の4		浜田 啓史			井上 賢嗣	吉田 昭夫				<u> </u>
	紛議調停委員会	会則第108条		浜田 啓史	島津節郎	伊藤 美登利	中ノ瀬 学					<u> </u>
	登録調査委員会	会則第112条										<u> </u>
	会館建設委員会	会則第53条第1項	新会館建設のための準備作業を行うことを目的とする。	吉田 善礼	平野 幸久	小牟田 毅	荻林 和則	徳永 慎一	及川 修平	小嶋 美夏	坪内 京子	建)其田 正
	非司法書士問題対策委員会	会則第53条第1項	司法書士でない者の司法書士法違反行為を防止し、もって市民の権利擁護を図る ことを目的とする。	髙木 浩	権藤 健裕	岡田 明彦	西中 義桂	小嶋 美夏	今福 隆史			
	苦情処理委員会	会則第53条第1項	会員の業務に関する苦情の申立に対し、その円満な解決のために、会員に適切な 指導および指示を与えてこれを処理することを目的とする。	浜田 啓史	矢野 聖悟	宗 秀利	江頭 英世	原田 美穂	内野 茜	山田 剛		
経理部	会費減免等審査委員会	会則第53条第1項/会費の減免等に関する規程第2条		松本 篤	猪之鼻 久美子		浜田 啓史					
	法教育·市民法律講座推進委員会	会則第53条第1項	法教育・市民法律講座事業を推進することで、市民の法的教養を高め、予防司法 を含め市民が自ら権利擁護を図っていける社会実現に寄与することを目的とする。	海老 雅弘	椛島 浩二	権藤 優里子	中山 浩一	末森 正浩	寺田 知未	山下 由貴		
	裁判業務推進委員会	会則第53条第1項	会員の裁判業務推進を目的とした事業を企画し、必要に応じて、法改正、法制度等 に関する研究、提言をおこなう。	安河内 肇	坂田 亮平	前田 美穂	柿木 高紀	手嶋 竜一	小野 彩加	工藤陽二		
	中小企業支援委員会	会則第53条第1項	企業法務に関連する団体との連携、会員への企業法務関与の向上のための情報 提供等を通じて、企業法務に関する業務推進及び司法書士の企業法務への取組 みの制度広報を目的とする。	海老 雅弘	前田 啓至	川野 秀美	大城 明恵	小牟田 毅	池田 龍太			
企画部	空家等対策委員会	会則第53条第1項	市民、行政が抱える空き家空き地問題の解決に向けた助言・支援を行うとともに、 行政と連携・協力し、市民の生活の安全・安心を確保するため、空家等の発生の未 然防止、流通・活用等の総合的な対策の推進を目的とする。	木津 圭太郎 海老 雅弘	上村 一朗	梅原健	小原 俊治	竹本 安伸	林 啓介	森部 修道	柳橋 儀博	
	総合研究所	会則第53条第1項	司法書士の職能に関する諸制度並びに法令について、その調査研究を行い、会務 執行の意思決定に資するとともに、司法書士の法律実務家としての資質の向上を 図ることを目的とする。	中村 優子								
	不動産登記研究会				村田 圭亮		仰木 伸介	宗 守浩	江上 隆	井手 誠	小嶋 美夏	
	相続法改正研究会				佐藤 直幸		福永 修	島津 節郎	岩下 透	小原 俊治		
	司法書士法研究会				山下 祐一		原口 智吉	安河内 肇	土井 経世			
	憲法研究会				中嶋 安雄		荻林 和則	武田 哲幸	丸尾 公彦			
研修部	新人研修委員会	会則第53条第1項	日司連の新人研修規則で定義されている登録前の新人及び登録して間もない新人 会員を対象とし、今後の司法書士制度を担う司法書士を育成すべく効果的な研修 制度を確立することを目的とする。	丸尾 公彦	萩 久範	櫻井 菜穂子	木戸 孝充	井上 隆祐	奈良田 紀幸	柳宏幸	眞鍋 ゆかり	
社会事業部	高齢者・障がい者権利擁護委員会	会則第53条第1項	高齢者・障がい者の権利擁護のために、行政等関係諸機関と連携協働し、法律専門職として権利擁護のネットワーク構築とマネジメントの役割を担うことを目的とする。	加藤 丈雄	江島 一栄	河賀 裕子	井手 一人	小副川 哲二	山﨑 貴子	吉田 昭夫		
	司法福祉推進委員会	会則第53条第1項	司法書士の司法福祉分野での取り組みを推進することを目的とする。	中村 優子	稲毛 翔平	増田 憲之	大部 孝	濱田 なぎさ	森部 光一	仲村 一真		
	ADRセンター運営委員会	会則3条/ADRセンター設置規則		芳司 英樹	髙倉 三穂子	·小山 貴美代	吉本 和子	渡邉 慎一郎	山下 由貴			

業務日誌

平成30年

	平成3	0年			
[4月]	2	登録申請(1名)	〔7月〕	18	成年後見促進推進室
(-/4/	4	福岡法務局長ご挨拶			変更の登録申請 (1名)
		新会館視察(神奈川県会)		19	平成30年7月豪雨災害対策準備会議
	5	理事会		20	新入会員オリエンテーション
	Ü	正副会長会		23	会員面談
	11	登録後新人研修オリエンテーション			変更の登録申請(1名)
	11	変更の登録申請(1名)		24	注意勧告小理事会Aチーム
	13	登録申請(1名)		4 1	苦情処理委員会
	16	監査会		30	九州管区行政評価局局長ご挨拶
	18	登録申請(1名)		31	が 粉議調停委員会
	19	臨時理事会		01	登録証交付式 (1名)
	10	紛議調停委員会			亚州亚人门7人(17日)
	23	変更の登録申請 (1名)	[8月]	1	登録証交付式(1名)
	24	苦情処理委員会	(0),1)	-	登録申請(1名)
	26	登録証交付式(1名)		2	理事会
	27	登録申請(1名)			正副会長会
					登録申請(1名)
〔5月〕	2	変更の登録申請 (1名)			変更の登録申請(1名)
(0)1)	8	公益社団法人福岡県公共嘱託登記司法書士協会		4	司法書士の日記念相談会
		との協議		6	登録申請(1名)
	9	変更の登録申請 (1名)		10	登録証交付式(2名)
	10	登録申請(1名)			会員面談
		理事会		21	法務局との協議
		正副会長会			変更の登録申請 (1名)
	16	変更の登録申請(1名)		22	注意勧告小理事会Aチーム
	21	登録証交付式(4名)			登録申請(1名)
		福岡地方裁判所との協議		25	第2回業務研修会
		登録申請(1名)		27	登録申請(1名)
	22	綱紀調査小委員会		28	成年後見促進推進室・LS企画部合同会議
	23	登録申請(1名)			登録証交付式(5名)
	24	臨時理事会			苦情処理委員会
	26	第69回定時総会		30	司法書士会・法務局連携相談開設準備委員会
	30	登録証交付式(4名)			
			〔9月〕		年次制研修担当者会議
[6月]		国土交通省九州地方整備局との協議		6	理事会
	5	登録申請(1名)			九州北部豪雨災害対策本部会
	6	県・支部連絡協議会			正副会長会
	7	理事会		8	養育費相談会
		九州北部豪雨災害対策本部会			九B部長連絡協議会
		正副会長会		9	九B部長連絡協議会
	11	登録証交付式(2名)		11	登録証交付式(2名)
	18	会館建設「半年点検」		19	会員面談
		代議員会 ※ (1.4)		20	懲戒意見検討小理事会Aチーム ※名中誌(1名)
	0.1	登録申請(1名)		99	登録申請(1名) 成年後見相談会
	21 23	登録申請(2名) 第1回業務研修会		22 25	成年後見相談会 苦情処理委員会
	25 25	登録証交付式(2名)		26 26	選挙管理委員会
	20	型球証文内式(2石) 懲戒意見検討小理事会Bチーム		20 27	登録申請(1名)
		変更の登録申請(1名)		28	変更の登録申請(1名)
	26	苦情処理委員会		20	发火00豆腐中明(1/4)
	20	日用だ在女員厶	[10月]	1	登録証交付式(1名)
[7月]	2	登録申請(1名)	(10)1)	4	懲戒意見検討小理事会Aチーム
いカナ	4	北九州市との協議		1	理事会
	5	理事会			正副会長会
		正副会長会			変更の登録申請(1名)
		変更の登録申請 (1名)		5	変更の登録申請(1名)
	6	登録申請(1名)		6	福岡東支部年次制研修
	11	会員面談		10	中間監査会
	17	登録証交付式(4名)		13	賃貸トラブル相談会
		久留米市との協議		16	登録証交付式(1名)

[10月] 17 会員面談 [1月] 22 登録証交付式(1名) 19 登録申請(1名) 苦情処理委員会 変更の登録申請(1名) 23 福岡地方裁判所所長ご挨拶 北九州支部年次制研修 25 選挙管理委員会 20 22 登録申請(1名) 26 第3回業務研修会 23 県·支部連絡協議会 28 変更の登録申請(1名) 30 会員面談 成年後見促進推進室·LS企画部合同会議 苦情処理委員会 24 紛議調停委員会 〔2月〕 1 合同交付金会議 登録申請(1名) 事故処理委員会 福岡南支部年次制研修 27 日司連との意見交換会 筑豊支部年次制研修 登録証交付式(4名) 30 登録証交付式(4名) 6 新入会員オリエンテーション 選举管理委員会 [11月] 1 理事会 理事会 九州北部豪雨災害対策本部会 正副会長会 正副会長会 登録申請(1名) 会館建設「一年点検」 12 綱紀調査小委員会 7 変更の登録申請(1名) 14 注意勧告小理事会・懲戒意見検討小理事会準備会Bチーム 福岡公証役場との協議 16 精神保健福祉士協会との合同学習会 10 筑後支部年次制研修 18 綱紀調査小委員会 20 登録証交付式 (3名) 12 綱紀調査小委員会 会員面談 部長会 14 国土交通省九州地方整備局との協議 登録申請(1名) 15 登録証交付式(2名) 22 選挙管理委員会 16 登録証交付式(2名) 23 選挙管理委員会(開票日) 17 北九州市立消費生活センターとの合同研修会 24 第1回九州大学司法研修講座 19 定款認証制度に関する説明会 福岡労働局との協議 〔3月〕 1 福岡県建築住宅センターとの協議 21 合格者説明会 会員面談 29 懲戒意見検討小理事会 B チーム 登録申請(1名) 4 登録証交付式(1名) [12月] 5 綱紀調査小委員会 登録申請(1名) 登録申請(2名) 5 九州管区行政評価局との協議 6 理事会 登録申請(2名) 登録証交付式(1名) 6 登録申請(1名) 正副会長会 変更の登録申請(1名) 10 県・支部連絡協議会 7 理事会 年末相談会 15 懲戒意見検討小理事会Aチーム 行政書士ADRセンター福岡との協議 17 正副会長会 19 法テラス執行部との協議会 登録申請(1名) 登録申請(1名) 13 紛議調停委員会 25 苦情処理委員会 総合研究所会議 26 登録証交付式(2名) 14 部長会 16 第2回九州大学司法研修講座 平成31年 第3回九州大学司法研修講座 17 [1月] 7 綱紀調査小委員会 18 懲戒意見検討小理事会Bチーム 変更の登録申請(1名) 登録証交付式(1名) 登録申請(1名) 19 綱紀調査小委員会 10 会員面談 登録申請(1名) 理事会 臨時理事会 九州北部豪雨災害対策本部会 登録申請(1名) 22 登録申請(1名) 正副会長会 25 登録申請(1名) 26 成年後見制度促進推進室 変更の登録申請(1名) 苦情処理委員会 綱紀調査小委員会 17 27 県・支部連絡協議会 変更の登録申請(1名) 福岡法務局長・民事行政部長ご挨拶 29 登録証交付式 (6名) 30 年度末研修会 20 臨時理事会 部長会 21 助成金調整会議

22 成年後見制度促進推進室